

# 令和4年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 令和4年12月6日(火)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。  
なお、11番 柳田裕平君から欠席の届けがありました。  
開会に先立ち、私から一言述べさせていただきます。  
12月2日に、故 伊藤敦朗議員の訃報に接し、誠に痛恨の極みに堪えません。  
八郎潟町議会としても今後の町政運営にあなたの活躍を期待していたところですが、非常に残念に思います。心からお悔やみを申し上げます。  
これより、12月定例会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。1番 加藤千代美君、2番 小柳聡君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営副委員長 畠山一充君の報告を求めます。

議会運営副委員長 畠山一充 おはようございます。私から、12月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
去る11月29日、午前10時から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し12月定例会の日程・議案等について委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案は、条例の一部改正議案が1件、補正予算関係議案が6件、連携協約の締結議案が1件、陳情が7件、人事案件議案が1件、一般質問者は5名、後期の議会広報編集委員の選任と正副委員長の互選についてであります。  
今定例会の日程は、初日がおはらば調査特別委員会の報告、議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明・質疑などについて行い、各常任委員会に付託することといたします。  
2日目は一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。  
また、6番 京極幸村議員より、一般質問の参考資料として資料配布の申し出があり、議会運営委員会、議長、副議長で協議した結果、資料配布を許可することといたしましたのでご報告いたします。  
最終日は、午後3時から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあとと討論・採決を行います。  
以上のとおり、今定例会の会期は、本日から9日までの4日間で行うことにいたしました。  
なお、私達と議会活動を共にしてきました、故 伊藤敦朗議員への哀悼の意を表したくこの後、黙祷と追悼の演説を行いたいと思います。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。  
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営副委員長報告のとおり、本日から9日までの4日間と決定して、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定しました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。それでは議会運営副委員長報告のとおり、黙祷を行いたいと思います。  
その後、石井議員による追悼演説を行います。  
それでは、故 伊藤敦朗議員のご冥福をお祈りして黙祷を捧げたいと思いますので、全員ご起立をお願いいたします。  
(全員起立)  
(黙 祷)

議長 伊藤秋雄 黙祷を終わります。ご着席ください。  
それではこれより、追悼演説を行います。  
議員を代表し、石井清人議員からお願いいたします。5番 石井清人君。

5番 石井清人

追悼のことば

八郎潟町議会議員 故 伊藤敦朗氏が去る12月2日に急逝されました。誠に痛恨の極みであります。ここに謹んで追悼の辞を述べます。

本日、ここに八郎潟町議会12月定例会開会にあたり、3番議席に君はなく卓上の花を見て、ただただ在りし日の思い出に涙するばかりであります。

あなたは明朗闊達、優しい人柄ゆえに多くの人望を集められ、衆望をもって平成25年1月八郎潟町議会議員選挙において見事初当選されました。

以来、連続してご当選になり町発展の推進に尽くされて来ました。

伊藤議員あなたは高校卒業後、小畑設計事務所勤務を経て設計事務所を立ち上げ、住宅設計にまい進してきました。ゆえにあなたの議会質問は営繕に係るものが多く、その内容は鋭く深いものでありました。

また、平成29年3月議会から総務産業常任委員会委員長として、4年間委員会議事運営に尽力し、その手腕を遺憾なく発揮され優れた識見と情熱をもってその推進に努められたのであります。

その他、3期10年間の議員活動では議会運営委員長、議会広報編集委員、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議員、湖東地区行政一部事務組合議員の要職を務めたのであります。

また、地域にあっては異業種交流会クラインの会長や27区町内会長を長く務め、地域のリーダーとして多大なる貢献をされたことは、多くの人に永久に語り継がれていくことと思えます。

平成25年1月に共に八郎潟町議会議員に当選したとき、二人で一献傾けながら八郎潟町発展のため頑張ろうと誓い合ったはずなのに、志し半ばで不帰の旅に出るとは、あなた自身も残念であったろうと思えます。

ここに在る11人の議員仲間は、あなたの思いを胸に今後とも町発展のために全力を傾注することをお誓い申し上げ、追悼の辞といたします。

令和4年12月6日 八郎潟町議会議員 石井清人

議長 伊藤秋雄

これで追悼演説を終わります。

故 伊藤敦朗議員のご遺族が、ここで退席しますので議員各位、当局の皆さんはその場にご起立の上お見送りをお願いいたします。

( 全員起立 )

(伊藤家 退席)

議長 伊藤秋雄

ご着席願います。

次に、日程第3、はちらぼ調査特別委員会の報告について、はちらぼ調査特別委員会委員長 石井清人君の報告を求めます。5番 石井清人君。

はちらぼ調査特別委員会委員長 石井清人 (はちらぼ調査特別委員会報告書 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄

これより、はちらぼ調査特別委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤敦朗

質疑ないようですので、はちらぼ調査特別委員会委員長に対する質疑を終わります。

次に、日程第4、議長の諸般報告に入ります。この報告は令和4年9月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しておりますが、その報告書をもって、議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄

ご異議なしと認めます。

日程第5、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫

(町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄

これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。

確認の意味で申し上げますが、行政報告以外に対する質問、並びに7日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また、一人一問程度で簡潔にお願いいたします。

質問のある方は挙手してください。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 ちょっと昨年、一般質問の中でちょっと除雪のことに触れていたのですが、私の記憶の範囲内で、道路延長と歩道延長と合わせて60k以上あったはずなんですけども、今回もしかして対象から外れた路線というのがあったりするのかな、といったところをちょっとお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、建設課長。

建設水道課長 加藤恒貴 小柳議員のご質問にお答えいたします。  
ここに記載されております延長は、除雪延長としまして道路延長とは違います。  
ただ昨年と路線的には同様の路線延長となっております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。はい、他にありませんか。8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 8番 畠山です。福祉関係なんですけど2ページのところの民生児童委員の件なんですけども、民生児童委員につきましてはいろいろ報道機関関係でなり手不足ということがありますけども、これ一般質問とかち合う・・・

議長 伊藤秋雄 一般質問に出てるので、他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。  
次に、日程第6、議案第41号から日程第13、議案第48号までの8件を各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思いますがご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、そのように決定いたします。  
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。  
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第41号 八郎瀉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について  
会議日程資料6ページをご覧ください。

消防団は地域防災力の中核的役割を果たす存在であります。因員数の著しい減少と近年の多様化、激甚化する災害など消防団に求められる役割は多様化、複雑化しており、団員個人の負担も増加していることから、令和3年4月13日の消防庁長官通知を踏まえ消防団員の処遇改善を図る必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。  
予算書をご覧ください。

議案第42号 令和4年度八郎瀉町一般会計補正予算(第5号)について

補正予算書1ページ、歳入歳出に、それぞれ5,847万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億8,088万4千円としております。

4ページ、の第2表につきましては、期間を令和5年度まで、限度額を1億3,710万円とする債務負担行為を設定しております。

これは、農村環境改善センターとの連絡通路整備工事、新庁舎の駐車場整備工事について、旧庁舎解体後、速やかに工事に着手できるよう債務負担行為を設定するものでございます。

なお、同整備工事については、年度内に契約を締結し、完成は来年度上半期を予定しております。

それでは歳入の主なものをご説明いたします。

8・9ページ、衛生費国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金769万5千円、衛生費国庫補助金にはワクチン接種体制確保事業費補助金284万3千円をそれぞれ追加しております。これは、ワクチンの追加接種に伴う歳入であります。

総務費国庫補助金には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金200万円を追加しております。

農林水産業費県補助金、低コスト技術等導入支援事業費補助金772万7千円の追加は、農業法人の高性能コンバイン購入に係るものでございます。

繰越金には2, 831万5千円を追加しております。

10・11ページ、過年度収入の多面的機能支払交付金返還金303万4千円の追加はにつきましては、和解による八郎潟保全会の不当利得返還債務であります。

雑入には、令和3年度分の療養給付費精算分として秋田県後期高齢者医療広域連合負担金313万8千円を追加しております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

12・13ページ、総務費、電子計算費に秋田県町村電算システム共同事業組合負担金258万9千円を追加しております。これは、地方税共通納税システム等の改修に係るものでございます。

14・15ページ、民生費、障害福祉費の国庫支出金に係る返還金366万9千円は、令和3年度に交付された国庫支出金の実績に伴う生産分であります。

老人福祉費の介護施設等原油価格高騰対策事業費補助金339万8千円は、原油価格高騰に伴う介護施設等の負担軽減を図るものでございます。

介護保険特別会計繰出金には587万5千円を追加しております。

衛生費の予防費には新型コロナウイルスのワクチン追加接種分、令和3年度に交付された国庫支出金の実績に伴う精算分を合わせ総額1,312万4千円を追加しております。

16・17ページ、農林水産業費、農業振興費の低コスト技術等導入支援事業費補助金772万7千円の追加は農業法人の高性能コンバインの購入に係るものでございます。

18・19ページ、土地改良施設管理費には、八郎潟保全会との和解に伴い令和2年度分の多面的機能支払交付金として781万円を追加しております。

なお、各項目に追加されている光熱水費については、主に電気料金の値上げによるものでございます。

以上が一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

議案第43号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

25ページ、歳入歳出に、それぞれ7,085万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,516万7千円としております。

32・33ページ、歳入の主なものは、県支出金、保険給付費等に不足が見込まれることから、療養諸費に総額5,655万1千円を、高額療養費に1,378万9千円をそれぞれ追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

議案第44号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

39ページ、歳入歳出から、それぞれ121万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,080万4千円としております。

46・47ページ、歳入は、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料から120万1千円を減額し、普通徴収保険料に46万1千円を追加しております。

保険基盤安定繰入金につきましては、47万円の減額としております。

48・49ページ、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金から121万円を減額してあります。これは、保険料の減額及び秋田県後期高齢者医療広域連合への基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

議案第45号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

51ページ、歳入歳出に、それぞれ22万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,775万円としております。

58・59ページ、歳入は、前年度繰越金に22万6千円を追加し、60・61ページ、歳出には、下水道維持管理費の光熱水費に、電気料金の高騰により22万6千円を追加しております。

以上が公共下水道特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

議案第46号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

63ページ、歳入歳出に、それぞれ4,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億526万2千円としております。

70・71ページ、歳入の主なものは、国庫負担金の介護給付費負担金に940万円を支払基金交付金の介護給付費交付金に1,269万円をそれぞれ追加しております。

県支出金の介護給付費負担金、繰入金の介護給付費一般会計繰入金には同額の587万5千円をそれぞれ追加し、繰越金を947万2千円の追加としております。

72・73ページ、歳出は、保険給付費の介護サービス等諸費に総額4,460万円を、介護予防サービス等諸費に総額110万円を、高額介護サービス等費に130万円をそれぞれ追加しております。いずれにつきましても給付費の増加を見込んだものであります。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

議案第47号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第5号）について

77ページ、収益的支出に139万1千円を追加し、総額を1億5,375万9千円としております。

80・81ページ、収益的支出の主なものは、原水及び浄水費の委託料から91万円を減額しております。これは、契約額の確定によるものでございます。

動力費の264万円の追加は、電気料金の高騰によるものでございます。

以上が上水道特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。

次に、もう一度会議日程資料の11ページをご覧ください。

議案第48号 秋田県及び八郎潟町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結について

秋田県と連携して公共下水道等の生活排水処理事業事務を処理するに当たり、基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結するための協議について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄

これより議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第6、議案第41号 八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

質疑なしと認めます。議案第41号についての質疑を終わります。

次に、日程第7、議案第42号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人

5番 石井です。予算書の17ページお願いします。土地改良関係の訴訟弁護委託料ですけれども、これ私思うにこの前の保全会との和解のことで追加費用として払うのかなと思うんですけども、それとも新たに何か訴訟に関する問題が起きてきて、新たに出すのかなとも思うんですけども、そこを教えてください。

議長 伊藤秋雄

はい、産業課長。

産業課長 千田浩美

えっと石井議員のおっしゃる通りでございます。これ令和2年に委託契約を結んでおりまして、裁判が終わった後その報酬ということでおおよその経済的利益に10%を目安とすると謳っておりますので、今回、裁判が終わりますので今回予算計上したものでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄

他に質疑ありませんか。4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子

4番 北嶋賢子です。同じ17ページなんですけれども、委員会外なのでちょっと質問させていただきます。17ページに歳入は県の施設金になってるんですけども、17ページの夢ある園芸産地創造事業費補助金に82万2千円あるんですけども、これ今実際に仕事している人なのかどうか、また改めて花とかそういうものをやる方なのかどうか教えてください。委員会外ですから。

議長 伊藤秋雄

はい、産業課長。

産業課長 千田浩美

この夢ある園芸産地創造事業につきましては、現在も農業を営んでいる方でございます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄

他にありませんか、はい4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子

すいません、実際、今農業をやっている方で野菜作っているのか花を作っているのか

そこら辺教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 今回の補助事業に関しましては、枝豆のロータリーカルチとかアッパーローターそれに関する補助金でございます。

4番 北嶋賢子 はい分かりました。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 裁判のところなんです、交付金を返納して一般財源でその八郎瀧保全会に781万円一般財源で措置して、八郎瀧保全会に払うという案件が載っております。

しかし、一般財源というのは町民の方々が収めた税金であります。せっかく交付金をもらうべきものを返納して、一部の保全会に一般財源で払うのは如何なものかなと思います。そのことについてご説明願いたいと思うと同時に、この裁判が何故起きたのかというその経過を説明した書類を、この会期中に提出してもらいたいというのが第1点であります。

もう一つは歳入の中で、303万4千円を交付金の中から引いて払うという前の全員協議会のお話でしたけれども、それは今も変わらないのかどうか、その2点についてお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 裁判の経過資料につきましては、以前、皆さんにお配りしていたものと思えますけれども、それではないでしょうか。

1番 加藤千代美 もう少し、この裁判のこの書類はありますけれども具体的に裁判が起こるに至ったその経緯、それをまた裁判の中で争われてきた経緯というものを出してほしい、でないこの予算書が何故一般財源を使わなければいけなかったというそのシナリオが見えないので、その資料を出してほしい。

議長 伊藤秋雄 資料の提出ですね。はい、副町長。

副町長 千田清 この前弁護士さんの提出資料、それが全て載っていますのでそれをご覧になっていただければ分かると思います。

1番 加藤千代美 この資料では全部が分かり兼ねます。私が所有している書類、それから裁判の経過が載っている書類というだけでは、これは分かりづらいのもう少し役場がどういう過程でその裁判におちたのか、それで話によれば私議員でなかったんですけども、9月の議会で決着するまで争うというお話をなさったそうです。

ある議員に至っては、どこまでも最後まで結審がつくまでやるという意見があったそうです。その方針からたいぶ変わって、相手が応じてきたからこれに乗るという和解案になりますけれども、その辺が見えないのでその資料を出してほしいということです。

議長 伊藤秋雄 当局いいですか、副町長。

副町長 千田清 具体的にどういうふうなことなのか、それを質問していただければそれにお答えします。

1番 加藤千代美 何故この裁判が起きたのか、この裁判が起きたのは広域の裁判ですねこの文章を見ると、そしてこの中身を見ていくと各保全会を作りなさいという文章になってます。

しかし、この中身を見ていくと八郎瀧保全会は存続してますという形になってます。その辺の経緯が見えないんですよ。何故そうなったのか、それが裁判に入っていく過程であったと思うので、その辺の内容を示したものをほしい。

私に言わせれば裁判を起こす前に、この全員協議会の中で某議員が言っておりましたけど、行政指導として行政がもっとやるべきことがあったのではないかと、しかもこの裁判に至っては誰もが責任を取る人がいない、住民と行政が争う形になった時、その問題について誰もが責任を取らないというのはおかしいと思います。

議会にも責任はあると思うけども、行政にも責任があると思う訳ですよ。ですからそ

ういう過程の中で、一般財源がどのようにしてなっていたのか、という資料がほしい。

副町長 千田清 えっと今の質問について、ちょっと調べて後でお答えしたいと思います。

1 番 加藤千代美 補正予算がここに上がってますから、これを採択するために判断資料となるためにこの会期中にこの資料をもらいたいです。

副町長 千田清 今回の予算書出したのは、もちろん裁判の過程においての差し引きした額となりますので、資料についてはもう一度検討させていただきたいと思います。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。はい2番 小柳聡君。

2 番 小柳 聡 予算書の19ページの土木費の堆積場整備工事、これ場所新設なのかそこら辺も含めてお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、建設課長。

建設水道課長 加藤恒貴 ご質問にお答えいたします。場所といたしましては旧小学校のテニスコートのあったところでございまして、主に排雪場というよりは除雪作業で生じるその周辺の作業を行った雪を一次的に堆積して置くという場所での進入路の改修工事でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですか。他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第42号についての質疑を終わります。  
次に、日程第8、議案第43号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第43号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案第44号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第44号についての質疑を終わります。  
次に、日程第10、議案第45号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第45号についての質疑を終わります。  
次に、日程第11、議案第46号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第46号についての質疑を終わります。  
次に、日程第12、議案第47号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第5号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第47号についての質疑を終わります。  
次に、日程第13、議案第48号 秋田県及び八郎潟町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第48号についての質疑を終わります。  
次に、日程第14、陳情について、を上程いたします。  
お手元に配布している陳情は7件であります。提出された議案並びに陳情について、皆様にお配りいたしました、議案等付託表及び陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄      ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。  
事務局長から委員会室を報告させます。

議会事務局長 相澤重則    第一委員会室で総務産業常任委員会、第二委員会室で教育民生常任委員会を開  
催していただきます。

議長 伊藤秋雄      これより、各常任委員会を開いていただきます。  
明日は、午前10時より本会議を開きます。  
本日の会議は、これをもって散会いたします。  
ご苦労様でした。

( 閉会 午前11時20分 )



# 令和4年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 令和4年12月7日（水）

議長 伊藤秋雄

おはようございます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
なお、11番 柳田裕平君から欠席の届けがありました。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課長、会計管理者であります。  
日程第1、これより一般質問を行います。最初に4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子

議席番号4番 日本共産党の北嶋賢子です。最初にお隣の議席3番さんの伊藤敦朗さんの思い出を話したいと思います。  
物腰が柔らかで決して荒ぶることなく、そしてメガネの奥の目がとっても優しくったんですね。奥様との会話が目に映ります。  
本当に私も3年前に夫を亡くしてますけれども、奥様のご心痛をお察ししたいと思えますと同時に、ご本人が安らかに眠ることが出来ますようにお祈りを申し上げたいと思います。  
そして今度自分のことなんですけれども、前回9月の議会でとんでもないことをやらかしてしまいました。保健婦さんに今まで休んだことないんだから、やらせてちょうだいとお願いしました。  
そしたら今173あるんだよと、そこに立ってごらんもっと上がってくるからと逆に怒られてしまいました。心配してくれる方がいるってことは、本当に幸せなことだなと思います。それで職員の皆さんも当局も調査をして、答弁を準備していたと思えますけれども、止めるような形になって申し訳なかったので、今回、再度提出をさせていただきました。  
3項目の通告をしてございます。1番として森林環境譲与税の活用を、と題しました。野生動物の出没の話をする、八郎潟町の何処に山があるのと聞かれます。郡境が山だからと答えます。  
森林環境譲与税は、自治体を実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため創設された交付金制度です。  
2019年から自治体関連団体の準備金を元手に毎年2百から4百億円が配られ、再来年から財源として住民税に1,000円が上乗せされます。  
納税義務者である約6,200万人が負担することとなります。これにより年600億円が都道府県と市町村に配られます。  
ところが、2019年、2020年度に市町村に交付された合計500億円のうち、間伐や人材育成、木材の利用等具体的に活用されたのは、228億円にとどまり残りは不使用のまま市町村にプールされているとの事です。  
当町は面積の小さな町けれども、日本の国土の7割を占める山林の生物の多様性、持続可能性のためにも、その自治体にあった活用方法があっても良いと思います。  
白が口の発掘調査もあったことですし、堤の上の林道を広くするとか、町の森林点検整備をしたなら、ダムあり城跡あり神社あり田んぼアートありで、活用次第で箱庭の様な美しい町になると思うのですが、ということでこれを1番としました。  
2番目は諸々の物価上昇対策に自給率の向上を、と題しました。  
戦争反対9条を守ろう、ウクライナに平和を、と五城目街道との7号線の十字路に友人達と来来軒さんの協力もあって、プラカードを持って3回程立ちました。大変通る車から手を振ったり反応がありました。  
ロシアの蛮行に対する微々たる抵抗です。諸物価がウナギ登りです。豆乳を購入しようとスーパーに行きました。アメリカ産の大豆だったので止めました。  
安心安全な食料は日本の大地から、今こそ家族農業を見直して日本の自給率の向上確保が必要な時ではないでしょうか。  
今年も小学校3年生32名の畑見学がありました。これまで無農薬の野菜作りをしてきましたけれども、どうも自身の体力も限界のようです。が、もうちょっと頑張ってみようと思いますということでこれを2番にしました。  
3番目は女性だからと思って、これは私でなきゃ出来ない質問だと思って3番にしました。学校の女子トイレに生理用品の配置をということです。  
長引くコロナの事態に合わせて、生理用品をトイレに配置した自治体が増えています。中には経済的な対策としての所もありますが、すごく良いことだと思います。

生理は定期的にくるので普段は持ち歩きませんが、精神的な不安や予期しない事があつたりするとすることがありました。早退も出来ないし、そんな時のためにも備えつけられていたらとても助かると思ひましてこの質問をしました。

3項目の質問ですのでよろしくお願ひします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

始めに、森林環境譲与税は喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林管理制度の導入時期も踏まえ、令和元年度から譲与が開始され、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

また、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、令和2年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部が改正され、令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税の譲与税額を前倒しで増額されています。

令和元年度は91万4千円、令和2年度は194万4千円、令和3年度が191万2千円、総額で477万円が交付され、その内422万6千円が3年度末の積立金となっています。

本町の森林環境譲与税の使途であります、森林経営管理計画現況調査として五城目森林組合と委託契約を結び事業を展開しているところであります。

本町では、当初の交付額が100万円弱と少額だったことから県と協議して10年から15年のスパンで積立てし、その後、間伐や枝打ちなど必要な事業に使用する計画です。

また、譲与税額が前倒しで増額となっていることや森林組合の合併等から林道の新設なども視野に入れて考えて行かなければならないと考えています。

なお、森林環境譲与税は間伐、路網の整備、人事育成・担い手確保、木材利用促進、普及啓発事業などに活用ができますが、議員の言われる田んぼアートや城跡、神社などの活用へは厳しいのではないかとおぼわれます。

また、森林環境譲与税とは別に「秋田県水と緑の森づくり税」事業もあります。森林環境の保全を目的に秋田県で創設した制度ですが、森林の景観向上や森林公園の整備に充てられるため、今後この事業での活用を検討していきたいと思っています。

次に、農林水産省が発表した令和3年度の食料自給率はカロリーベースで昨年度より1ポイント高い38%となっています。

この38%という数字は、危険な状態だと感じています。以前も答弁しましたが食料供給を外国に頼っていた場合、食料輸入相手国の天候不順等により我が国に食料が輸出できなくなった場合どうするのか等、色々なことが想定されます。

本町では、今後も学校給食において地場産の安全で安心な食材を提供して参ります。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 北嶋議員のご質問にお答えします。

現在、学校内のトイレには生理用品は備えてはおりません。学校のルールとして、保健室に十分な量を備えておひまして、児童生徒には必要な時は保健室にもらいに行くように指導しておひます。

急なことで衣服を汚してしまった場合でも、対応できるように保健室には運動着などの着替えも準備しておひます。

もし、経済的に準備できない児童生徒が出てきても困ることのないように、教育活動に支障をきたさないよう対応いたしますのでご安心いただきたいと思ひます。

女子児童生徒の半数以上は使用しません。常にトイレに置いておくとなれば、別の面での指導も必要になってきます。今後も現状通りで進めたいと思ひます。

議長 伊藤秋雄 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、どうも有り難うございました。この森林環境譲与税というのはすごく良いことだと思ひておひます。それでまあ全国一周しましたけれども、北海道の山は蔦がないんですよ。だから本州に入ったとたんにはスギのてっぺんまで藤が咲いてたりします。

ですからこの環境税を利用して、そして自分の家の山も環境良く出来たらなと思ひます。

と言うのは家の子供達は自分の山を知りません。町内のおそらく自分の家の山を知ってるのは少ないと思ひます。ですから町が小さいからここからここまでが八郎瀉町だと

言う風にして、そしてやっぱり場所も知らなきやいけないと思います。

前に齊藤徹郎議員が「俺だっきゃ俺の山分らないでや」このように言いました。ですからそういう人がおそらく町の中で一杯いると思いますので、町が小さな面積なものだからそこら辺の区割りをきちっとさせてやったらどうかと思います。

私も今体調悪いものですから、私は自分の家の山が何処にあるか分かるんですけども一冬かかって体調回復させて、そして春になって下草が生える前に息子達を連れて、ここが家の山だよと言って教えようかなと思ってます。

この環境譲与税というのは、すごく良いことだなと思っております。五城目の森林組合と提携するということでしたけれども、五城目の北ノ又から仁別まで行ったことがあります林道通って。

ところが今はネコバリ岩より先にはもう進めない状態になっておりますので、この環境譲与税をうまく利用して、秋田県でも活用出来たらいいなと思っております。

それから諸物価のウナギ登りというのは、私は子供達に口すっぱくして言ってるんですけども、子供達に自分の子供達はやっぱり何て言うのかな添加物、私らはもう色んな添加物を体の中に閉じ込めております。

だからいつどこから出てきても不思議のない時代に育っているけれども、子供達にはきちっと栄養を与えなきやいけない時には与えて、大人になってから栄養取ったって腹が出るだけだから、だから子供達にはしっかりと栄養を取ってやりなさいと言ってます。今年もまた32名の子供達が畑に来ましたけれども、私が体調悪いものだからこの先続くかどうかは分かりません。

それから3番目として今、教育長から話がありました。保健の先生って本当に大変なんですよね、トイレには備えてないということなんですけども、正直言うと私も保健の先生をすごく手こずらせた方でした。

中学校全体で生理が無かったのが私一人だけだったんです。ですからもう保健の先生がヤキモキして医者に行けだとか保健の先生が私にかかりきりでした。だからそのように心配してくれる人もいるってことなんですけども、でもね私自身は何とも思わなかったんです。でも実際に男の子2人授かって孫が4人います。

自分のこと言うの何だけでも、東京オリンピックの年が高1年でした。そして私は五城目高校でしたので、当時はまだ矢場先に五城目高校ありました。

そして東京オリンピックの聖火が7号線を通るその日が初めて来たんです。だから私にはこれご褒美だなと思いました。そしてその2回目に来たのが半年後だったんです。

2回目はいつ来るか分からないし、だからこの保健室にちゃんと備えてあるというのを聞いて、保健の先生が女子生徒にちゃんと指導しているだろうし、その話を今教育長から聞いて安心をしました。

この3項目を準備して前回出来なかったことを誤って終わりにします。有難うございました。

議長 伊藤秋雄

これにて、4番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
次に、2番 小柳聡君の一般質問を行います。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡

2番の小柳聡です。一般質問に入る前に、一言だけ述べさせていただきたいと思えます。12月2日、議会の先輩である伊藤敦朗議員がご逝去されました。私が所属している異業種交流会メビウスの初期会長であり、同じような志を持った同士として私にとって親しみやすい存在ありました。

議会の中ではただ一人の愛煙仲間でもありました。縁があったのかはともかく不思議と常任委員会や組合議会でも丸5年間一緒の場で学ばせていただきました。

特に総務産業常任委員会では伊藤議員が委員長を務めた後任を直々に任せられる形となりました。

また、改選後の一年間は議会の場でも隣の席になり、より相談しやすい兄貴分のような存在でありました。

伊藤議員がいなくなるという事実は、町にとっても議会にとっても大きな痛手となることは間違いありませんが、伊藤敦朗議員の志半ばになった思いも受け継いでいく事をお誓いすると共に、ここに哀悼の意を表したいと思います。

それでは、通告に基づいて4項目に分けて質問をさせていただきます。

最初に、民生児童委員の改選期を迎え今後の展望は、というタイトルで質問をさせていただきます。今回は民生児童委員にスポットを当ててみたいと考えております。

昨今、全国的に人材不足が深刻化しており、この12月に3年に一度の全国一斉改選を迎えますが、秋田県内においても現時点で改選後の定数に対して推薦人数が足りておらず、自治体や現役委員が適任者探しを急いでいる旨の報道がありました。

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生

労働大臣から委嘱される仕組みとなっており、一定の区域を担当し、地域で生活上の問題、家族の問題、高齢福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、地域住民と関係行政機関とを結ぶ橋渡し役としての役割も与えられております。

高齢化の進展により、地域の「見守り役」としてのニーズが増す一方、担い手の中心である60代以上は定年退職後の雇用継続や定年延長が進んでおり、需要と供給のミスマッチが生まれてきているそうです。

今回の改選に於いて、本町の民生児童委員は上手く引き継げたのかというところをお伺いしたいんですけども、昨日の行政報告でもありましたので一応通告に基づきお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。  
この度の民生児童委員の改選では、定員20名に対して、19名に委嘱状を交付しました。現在、不足している1名の候補者の選任をしており、決まり次第町の民生委員推薦会に諮り、県知事へ推薦することと予定しております。

2番 小柳 聡 まず1名欠員ということで、我が町でも対象人数ではそういったことが起きているということでございます。  
それでは参考までに欠員が出た対象区を、もし差支えなければお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 一ノ関福祉課長。

福祉課長 一ノ関一人 小柳議員のご質問にお答えいたします。28区と31区の一部を担当する民生児童委員の欠員でございます。

2番 小柳 聡 まずこの選任に対して欠員が出るということは、人選に難しさというものがあるのかどうかというところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 人選については、県内市町村で大変苦勞している状況です。民生児童委員の人選については、選任基準もあり、その中から候補者を人選することになります。  
このことから要件を満たした限られた方からの人選になります。  
また、近年は定年延長による就労期間が延びたことも影響しております。

2番 小柳 聡 3年の任期ということで、この3年間はほとんどの期間をコロナ禍の中での活動であったと推察するんですけども、コロナ禍で活動が制限されたというような事例等あったものでしょうか、というところをお伺いいたします。

町長 畠山菊夫 町としては、民生児童委員活動の制限はしておりません。また、毎月行われる民生児童委員定例会についても、中止することなく開催しております。

2番 小柳 聡 それでは相談件数ですけども、コロナ禍の中で増減があったものかというところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、福祉課長。

福祉課長 一ノ関一人 増減については、前年度とほぼ同じ位の件数となっております。参考までですけども令和3年度の実績で470件、その内に高齢者に関するものが335件、それから障害者に関するものが8件などとなっております。

2番 小柳 聡 一番相談数が多いものを聞こうとしたんですけども、ご丁寧に答弁有難うございました。大多数が高齢者の相談ということでございました。  
個人的な観点でございますけども、コロナ禍の中で地域コミュニティというものが不足して行く中で改選を迎えており、単独の町内会としてもなかなか上手くコミュニケーションが取れなかった期間であったとも感じております。  
それでも多くの民生児童委員の皆さんには、2、3の複数の町内会エリアを担っていただいております。引き継ぎを考えた際にある程度のリストアップは要件を満たす人ということで答弁ありましたが、現役委員が勇退すると決まった時に、後任を探す場合にはどのような形で町が関わるのかといったところをお伺いしたいと思います。

- 町長 畠山菊夫 担当する区域については、定数がありますので複数の町内会にまたがることとなります。その人選については、その区域在住の方、又はその区域の実情に詳しい方で、秋田県民生児童委員の選任基準を満たしている方を、町で選任しております。その際は、前任者の意見も踏まえ対応することもあります。
- 2番 小柳 聡 それではですね、ここで地域福祉協力員との関わりというものを、町と民生委員もそうなんですけれども、どのように思っているかというところをお伺いします。
- 議長 伊藤秋雄 はい、福祉課長。
- 福祉課長 一ノ関一人 福祉協力員との関わり・・・
- 2番 小柳 聡 地域福祉協力員の選任に当たって、どう関わりがあつたりするのかという。
- 福祉課長 一ノ関一人 その件については、地域福祉協力員というのは地域住民の福祉の町づくり等に関する活動をしておりますので、その辺も考慮した中で人選は行っております。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 民生児童委員は社会福祉協議会、この皆さんとも深くこう関わっております。地域福祉協力員は、社会福祉協議会の中に組織がございますので、そういう面では地域によっては温度差はありますけれども、地域によっては地域福祉協力員の皆さんと連絡を取りながらやっている地域もございます。
- 2番 小柳 聡 何となく伝わりました。それではこの民生児童委員の定数というのは、全国的なあれですので人口よりも世帯数を基準に考えられるものではないかと、私自身は認識しているんですけども、人口減少が今後も見込まれる中で、この定数の見直しというのは町に権限があるか別にして、検討しているのかというところをちょっとお伺いします。
- 町長 畠山菊夫 民生児童委員の定数決定は、都道府県知事の事務になっていますが、その定員数は各町村の世帯数に応じて町村の意見を聞いて決定しております。このことから、実情に見合った民生児童委員定数の確保は維持できるものと考えております。
- 2番 小柳 聡 そうですね、県の基準というものがもちろんあると思いますし、決まらない場合はですね、地域の実情を伝えていくことも大事なことで考えます。ただ、委員を単純に減らすということになると担当エリアは広がります。ボランティア的な側面を持つために、短期的にはこう負担が増えてしまいますし、今後の選考にもさらに影響が出るかもしれません。本町の特徴でもある小さなコミュニティを生かすのであれば、私は多少の意見は寛容できると思いますけれども、そこは今述べた点を踏まえて民生児童委員の方々と協議の上で、バランスをまず探っていただきたいなと思います。それで続けて行きます。民生児童委員の制度として、無報酬で地域の見守り役を担っていただいております。社会福祉の精神がなければ引き受けてもいただけないものと考えており、実際に今まで携わってきていただいた方々には感謝しかありません。活動しやすい環境整備、これは実費弁償等を整えつつ、可能な限りの支援をしていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 民生児童委員の活動を支援するために、県や県社協等で開催している研修会への参加講師を招いての研修会の開催、地域で課題となっている事例があった場合には、毎月開催の定例会でケース研究の議題として、解決に向けての議論を行うなど、スキルアップに努め活動に生かしております。また、民生児童委員の活動費には、県からの活動費補助金に町からの活動費を加算し、年間20万3千円を支出しておりますが、委員活動に伴う経費については、今一度精査し検討してまいります。なお、周辺2町と比較した場合、一人当たりの活動費が一番高い状況でございます。
- 2番 小柳 聡 有難うございます。安心できる答弁をいただきました。それではですね、先程、相談は圧倒的に高齢者の相談が多いとお聞きしましたけれども、それを承知でですね、今後人選に当たってこう若年層の年代、これは定年も延長するの

で50代世代の方々にも目を向けてほしいと思いますけども、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 この度の改選では、年代別に一番多いのが60代で10名、次に70代で7名、50代の方が2名となっております。若年層の人材確保は、地域における福祉活動や将来の民生児童委員の担い手のすそのを広げることにも繋がると考えております。

現状では、厳しいことと思っておりますが、この度、50代の委員が1名加わりました。年代別のバランスを考慮しながら若年層の人材確保に努める必要があると思っております。

2番 小柳 聡 これでちょっと最後に、今戻るようで大変恐縮なんですけども、活動費に対して実費弁償的な相談に対して、実費弁償等があったりするものかといったところを最後にお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、福祉課長。

福祉課長 一ノ関一人 先程、町長の方からも答弁ありましたように、活動費については203万3千円という数字出されましたけども、これについては一人当たりで換算すると約10万円になります。

そのうち全体で使われる分は半分、それからそれぞれの個人個人の活動としてが約半分となります。5万、5万位になっております。

2番 小柳 聡 はい、有難うございました。それではちょっと流れとして関連で昨今、キーワードになってるヤングケアラーについて質問をさせていただきます。

ヤングケアラーとは18歳未満で家族の世話や介護、また感情面などのサポートを行っている子どもたちのことを指します。

昨今、このヤングケアラーという言葉を目にすることが増えました。そういったお子さんがいるのであれば、状況把握をしていただくというのが一番先なんですけども、社会との間に風通しのいい環境で信頼関係を築き、子どもが孤立することなく学業と介護等の両立が出来るように支援をしていかなければいけないものと感じております。

実際に自分がそれに該当すると気づかないケースもございますし、そういった状況を放っておくと子どもの貧困等にも繋がってしまう恐れがあります。

そこで当町ではこのヤングケアラーをどのように認識しているか、また実際にそういった事例はあるかといったところをお伺いします。

町長 畠山菊夫 最も深刻な問題は、学業への支障と認識しております。特に、遅刻・早退・欠席は非常に大きな問題で不登校に発展する場合も考えられます。

また、就学機会の制限や友人関係の乏しさを招くなど、子どもの成長期に大きな影響を与えることが懸念されます。

なお、町ではこのような事例については、学校関係者や民生児童委員からの報告を受けていないことや、直接町への相談もないことから現状では認識しておりません。

2番 小柳 聡 学校とか民生児童委員からの報告はないということで、まず今後これから続けていくことで増えてくるんですけども、これ実際に家庭内のことであり見えづらい問題であることは承知しているんですけども、実際に家庭環境等で可能性としてあり得る、といった予測は出来るかもしれません。

そこで早期発見には学校の教職員等と地域の連携が必要であると考えますけども、そういった体制整備は可能かというところを、重ねた質問になりますけどもお願いいたします。

町長 畠山菊夫 早期発見には、関係機関との連携が必要になります。特に学校は子どもが多く時間を過ごす場であり、子どもの様子がよく分かります。「学校に行けない」、「遅刻が多い」、「宿題ができていない」など、子どもが本来やるべきことができていないこと、また民生児童委員は、地域の実情にも詳しく、その家庭環境状況を把握する機会も多いことから、早期発見と支援のため連携した体制で進めております。

2番 小柳 聡 それではこのような事例があれば、本町であれば相談窓口というのは何処になるのかというところをお伺いします。

町長 畠山菊夫 子育て支援の関連でもあり、福祉課になりますが現状では、気軽に相談しやすい環境をつくるため、今年7月に県で開設した無料通信アプリ「LINE（ライン）」を使った

相談窓口を紹介します。この相談窓口は主にヤングケアラーの利用を想定し、相談内容に応じて学校や地域包括支援センター、福祉事務所、児童相談所などに繋いで適切な支援に結び付けるために、経験豊富な相談員を配置しております。

2番 小柳 聡

まず県に繋いでいただけたというところ、福祉課になるというところを確認させていただきました。まだまだ問題が顕著化する前にやはり早期把握、支援が必要とする時に、こう受けられるような支援に繋げる体制を構築するのがいいと考えますので、そういった方向性を町当局としても意識をしていただきたいと思いますというところで、この一問目の質問を終わりたいと思います。

次に、スポ少活動の可能性を広げるために、というタイトルでございます。

今までも部活動やスポ少部活動の話題を取り上げて参りましたが、今回も現状に対する改善に向けて提案型の質問にしたいと考えております。

少子化の影響で部活動やスポ少に属する選手が減少していることは、改めて伝えるまでもなく、共通の認識を持っていただいているものと感じております。

部活動に於いては地域移行という道筋は見えてきておりますが、競技人口の減少というキーワードではまだまだ状況は厳しいものと認識しております。

スポ少活動や部活動が全てではありませんが、児童生徒の健全育成を考えた際にこういった活動が与える影響は、私自身計り知れないものがあると信じております。

併設校になって3年目を迎えますが、スポ少活動はほとんどのクラブで、活動場所を変えずに練習出来ていることは良かったと思っております。

一方で小学校の校舎と練習場所には心理的な距離感も生まれてきているのではないかと同時に考えております。

旧校舎から見た場合、帰る際には左手側にグラウンドがあり、右手側に体育館がありました。野球やソフトボールの練習があつて逆側ではミニバスの練習がある風景がそこにはありました。

新校舎に至っては、その風景を見ることなく帰路につく児童がいることも事実であろうかと考えます。

端的に言うならば競技に触れやすい環境というものからは遠ざかったのではないかと危惧しております。

ただ、この件に関してはやむを得ない事情であることは理解できますし、この点を改善して欲しい訳ではございません。

むしろこういった課題があることを前提として、それに対してどのようなアプローチが出来るのかを考えていきたいと思っております。

児童がスポ少活動に触れるきっかけというものは意外と少なく、子ども同士の声かけで誘うというケースもあるものの、最終的には親の都合も絡んでくるので、スムーズに見学に繋がらないこともあるそうです。

入部に至るケースで意外と多いのが「親のネットワーク」であつたりすることがあります。それを否定するつもりもありませんが、このような少子化時代の中で児童が直接的にスポ少活動に触れる機会を、作ってみてはどうだろうかと考えました。

そこで私が提案したいのが全校集会のようなタイミングで「スポ少紹介デモンストレーション（仮）」を実施してはどうかと考えました。

これは中学校の部活動紹介を小学校版にしたイメージです。各部に同じ持ちタイムを与え、現状の部員がユニホーム等に替えて練習メニューをスポ少に未加入の全児童に向けて披露することを基本とします。

このようなきっかけを作ることにより

1. スポ少活動を幅広く感じられる、これは子ども目線で取り組みたい競技を選べるとのことです。
2. 子どもがやりたい競技を理由も加えて親に伝えられる、そういったきっかけになる。
3. 部員自身も大きな舞台というものを予め経験する前に多数の前で堂々と披露する場が出来る、そんな場に活用出来る、自身の成長にもなるというメリットもあると思います。

そこでお伺いしますが、こういったスポ少紹介のデモンストレーションを学校の行事に取り入れてはいただけないかお伺いします。

議長 伊藤秋雄

はい、江島教育長。

教育長 江島廣

小柳議員のご質問にお答えします。

議員のご提言の意図はよく理解しているつもりです。ただ小学校の教育課程の中にはスポーツ少年団活動はございません。

従いまして、小学校のカリキュラムの中に活動紹介などの時数を、学校行事として取り扱う

ことは通常できないことです。

2番 小柳 聡 カリキュラムの中にというところをお伺いしたので、これ例えば全校集会とか時間があれですけども、そういった中に組み込むことはできるか、といったところをお伺いします。

教育長 江島廣 いずれ全校集会その他につきましても、学校行事の一部でございます。つまり学校で必要で教育活動の中で実施するものが、カリキュラムの中に含まれておる訳でございます。ですのでいわゆるその教育活動の中に含まれないものについては、よほどの何かの事情が生じない限りは、組み込むことは通常できないとそういう状態でございます。

2番 小柳 聡 スポ少保護者とはよくお話をさせていただくんですが、多くの団体競技が卒団して体制が変わるたびに最初に心配になるのが、団員数の確保であるそうです。  
よく聞く言葉は、あの学年はまだどこにも入部してない子供が多いのにな、というワードです。部活動とは違いスポ少活動は郊外活動にあたるものと認識しておりますし、たまに学校の行事がずれ込んで延期になった際には、スポ少の大会と重なってしまうこともごく稀にはありますが見受けられます。  
私自身、制度の問題だけでスポ少活動は、ほぼ学校の活動とリンクしているものと考えますし、その点に関してはスポ少の本部長である教育長の熱意と学校の理解があれば解決に向かう方向性になるものと考えております。  
狙いとしては競技に触れる機会を全ての児童に公平に創出したいといったところでございます。スポ少活動をしない子に押し付ける訳ではございません。入部はあくまでも自由というスタンスは変わらないので、まあ今出来ないと言われたんですけども、そういったことも加味して、教育長として学校側に打診したり出来ないものでしょうかといったところをお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣 先程から申し上げますように、学校に私の方から何とかやってもらえないかということは言わないつもりでございます。次のご質問にあるように可能性云々ということで、別の場面ということで。

2番 小柳 聡 無理だと思って次の質問に行かないで、それではですね可能性があるならば可能な時期、出来ない場合は理由などもお知らせ願いたいと思います。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。スポーツ少年団総会時等で指導者や保護者代表から強い要望があれば検討していきたいと考えます。  
各団の活動紹介などを実施するとなれば、社会体育のスポ少担当が計画することになると思います。  
例えば、保護者の動ける日、日曜日の何日間かを選んで、時間を設定して活動状況を団員以外の児童・保護者から見学してもらうなどの方法になろうかと思われれます。  
ただし、引率については保護者ということになります。以上です。

2番 小柳 聡 前向きなご答弁をいただいたと思っております。これちなみにPTAの全体会の後とかにそういった感じではちなみに可能なのか、そこら辺もしご所見あればお願いします。

教育長 江島廣 小柳議員の意図するところは、全体のところでやればいかなというお気持ちは、先程申し上げましたように十分ご承知してるつもりです。  
ただ学校の行事の中でですね、先生方、それから児童・生徒全員を対象にしながらそういう活動のものを催すということは、普通は出来ないことなんです。  
ただ町として、あるいは教育委員会として私スポ少の本部長も兼ねてる訳ですけども、どうしても緊急事態が生じまして、これじゃあうまくないという風なことであれば、学校行事を変更してですね、お願いすることも可能でない訳ではございませんけれども、まあ現時点ではそこまでお願いしていく必要はないかと考えております。  
ですので、やるとすればスポ少本部側の方で、いろんなこう小柳議員さんの意図に添えるような形で、出来るだけ近づけるような形でですね、やれば出来るかなという風な答弁でございます。

2番 小柳 聡 はい、まず理解しました。いろんなスポ少をたぶん私が把握してる中では人数が潤沢だということところは少ないので、是非、声をかけてちょっと確認をした上でまた再度ちょっとご相談をさせていただきたいと思っております。  
それではちょっと続けてまいります。私自身は夏の大会で所属しているミニバスで全県大会に行ったんですけども、その会場で目にしたのは複数のチームが町のバスで大会会場まで移動



していたことであります。小さなことではありますけどもスポ少に対する一つの支援の形として、町から応援されていることを肌で実感でき、一体感もそこに感じられるのではないかと印象的に思いました。

そこでお伺いをします。福祉バスなどの活用の汎用性を広げてはどうか、というところをお伺いします。

教育長 江島廣

ご質問にお答えします。

6月議会で福祉バス等の使用に関して、京極議員からご質問がございました。6月の答弁では福祉バスの利用については、条件とルールがありますし運転手の時間外扱いなど状況を捉えて今後検討してまいります、とお答えしておりました。

また、町のスクールバスの利用についても委託契約などがございまして、用途以外の使用ができない状況となっていることをお話ししました。

今後部活動の地域化の進み具合により、広域な移動に対しての支援の在り方などを進めていく上で、今後の大きな課題となるものと捉えております。

ただ、福祉バス管轄は総務課ですので、それに関してのご質問があれば総務課長がお答えします。

2番 小柳 聡

じゃあちょっと、福祉バス大きいと思うんですけど、ここでスクールバスも町で一台所有していると思うんですけども、例えば、仮に土曜日、日曜日、祝日などの利用を町で利用促進させたいといった時に、契約上の問題というものはスクールバスにあるものか、といったところをお伺いします。

教育長 江島廣

業務委託をドライバーの方に全て委託してございます。振替休日等での例えば土・日の授業公開とかそういう場合には、スクールバスの運行それと変わりの休みとかありますけれども、今のところ休日、その他については使用出来ない状況となっております。

管理、その他全てそちらの方をお願いしてございます。通常、年間通してですね必要に応じて土・日をいろんな形で使うとなれば、委託の内容を変える必要がございまして、そうした場合には相当な金額ということが目に見えて分かっておりますので、そういう契約はしておりません。

2番 小柳 聡

そうですね、この目的外使用とかというのが基準たぶんありまして、なかなかその一個だけを考えてそんなものにお金を賭けていられないと言うのも重々承知してはいるんですけども、例えばこう個別契約みたいな形で出来ないものかなといったところも、例えばですねちょっと調べたら契約形態たぶんもちろん違うと思うんですけども、目的外使用の条件を明記した条例等もありましたし、臨時運行の場合は時間単位で契約というところもありましたし、形は様々あったのでこういった課題を問題提起を一本目として、委託先との相談等も含めて可能性を探っていたらなと思いますけども、その点に関してはいかがでしょうか。

教育長 江島廣

スポ少本部としてですね、支援は現在のところ大会に出る場合、県大会以上とか予選を勝ち抜いていく場合ですけども派遣費を出しております。

ですのでよその町で若干そういうのに使用している部分というのが無くてですね、完全に学校のスクールバスを未使用とか使える状態で、凄い金額で契約しているというところ、これは現実にございます。

いろいろ聞けばお分かりかと思えますけども、本町といたしましては派遣費支出ということで支援しない訳ではございませんので、そのように捉えていただければという風に思います。

後もう一つは、スポ少あるいは部活動に貸し出しするとなればですね、これがもう重なったり取り合いとか何かでいろんなことが波及される訳ですね。

ですので今のところは、それを町としては行ってない形で進めております。以上です。

2番 小柳 聡

はい、まずご答弁有難うございました。私も大体承知をしております。

三つ目の話題に移ります。教育の充実を図るためにというところで、ちょっと違った角度で取り上げたいですけども、この10月に3年ぶりにアカデミー研修に参加してまいりました。

ある講師からは、大学や企業との連携を積極的に増やすことを提言いただきました。自治体側だけでなく大学側も、そういった地域連携をチャンスと捉えている傾向にあるそうです。

県内でも大学との連携は、私も今まで団体での活動で少なからず経験はしてきました。児童生徒の将来を見据えた社会を考えた際に、私としてはグローバルな視点で国際教養大学との交流を増やしていただければ、生徒の英語学習に対する意欲向上効果のみならず、ひいては学力の向上やキャリア形成にも寄与するものと考えます。

国際教養大学は、全ての授業を「英語で英語を学ぶ」という独自のノウハウを有しており、それを学校の教育現場に還元できるように取り組んでいるそうです。

自治体と連携協定を結んでいなくても、学生の派遣や訪問の受け入れは行っているようですし、水際対策の緩和に伴い、特殊団体一年間の留学の実施も含めて、留学生の派遣や受け入れも2年ぶりに再開しております。

そこで国際教養大学の留学生等と交流を増やし、英語教育を推進していく考えはないかというところをお伺いします。

教育長 江島廣

ご質問のお答えします。

グローバルな視点という点では、6・7年前だったかと思いますが、県の補助事業で秋田県国際交流協会から支援をいただいて、計画的に中学校で午後の時間帯にインドネシアやフィリピン、スコットランドなどの方々と異文化を学ぶ実践を行ったことがございます。

これは総合的な学習の時間に計画的に組み込んで実施できた事業です。

議員が提案する留学生との交流機会を増やし、英語教育に役立てることも1つの方策ではあると思っております。

2番 小柳 聡

まず1つの選択肢として、考えていただけるというところだと思います。まずはそういった交流を増やすことから国際教養大学とも地域連携協定みたいなものを結べる可能性も広がるのではないかと考えます。

国際教養大学は県内8市町村と国際交流に関する連携協定を結んでおりまして、近隣では大潟村さんが2020年東京オリンピックに向け、デンマークをパートナーしたホストタウン事業を展開していたことから、地域づくり事業や国際交流事業への学生の参加を通して交流や連携を深めていく連携協定が締結されておりました。

当町であれば文化や教育面で連携できる可能性があるのではないかと、私も素人ながらに考えますが、国際教養大学に限らなくてもいいんですけども、当町として大学と連携協定を結んで、地域活性化に繋げる方向性は持っているか、というところをお伺いしたいと思っております。

教育長 江島廣

ご質問にお答えします。

カリキュラム編成の主体は学校ですので、学校側とも十分相談しながら進めなければならぬ事業になると思われまます。

町主導で進めることは現時点では控えたいと思っております。現在、コロナ禍に合せて学校行事もままならない状況にあるのに、町からの事業として学校におろして推し進めることには抵抗がございませう。

もっと学校運営が落ち着きを取り戻してから、必要に応じた相談があれば応じて参りたいと思っております。

学校を巻き込んだ新しい事業を計画する場合、今営んでいる計画を変更したりあるいは、なくしたりしないと出来ない状況でございませう。

2番 小柳 聡

ご答弁有難うございました。まず教育長おっしゃることも大変分かります。確かにコロナ禍の中でそういうのにエネルギーを割くということは難しいと思っておりますけども、ちょっとそれでも関連して通告しておりますので、もう一つお話しをさせていただきます。

その前日の講習の中で、JFAこころのプロジェクト「夢の教室」通称ユメセンというものも推奨いただきました。JFAと聞くとサッカーをイメージするかもしれませんが、サッカーのみならず様々な競技の現役やOBの選手を「夢先生」として学校に派遣してもらい、夢を持つことやその夢に向かって努力することの大切さを伝えていただく内容となっております。

対象は小学校5年生若しくは中学校の2年生と固定はされております。秋田県においても7つの自治体が過去に実施しておりました。

講師もスポーツ選手だけでなく、アナウンサーや技能系の職種の方までおり、幅広い選択も可能であると考えます。

こういった事業というのはハピネットの選手等も何度か来てもらっているのですが、そのようなイメージはしやすいと思っておりますけども、地域や競技の枠を超えた体験が可能になると考えます。そこで児童生徒の可能性を広げるために、このような取り組みを後押し出来ないか、というところをお伺いしたいと思っておりますけど、ご答弁よろしくお願ひいたします。

教育長 江島廣

ご質問にお答えします。

教育委員会は学校をサポートする立場ですから、学校で計画実施する事業については、出来る限りの応援はしていきたいと考えております。

2番 小柳 聡

はい、正にワールドカップの熱もあるので、こういった事業もまた人気事業になってくるかもしれませんので、もしよければですね今回地域連携とか大学との連携とかこういった選択肢も学校と是非相談をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に学校におけるタブレットの持ち帰りについてを質問させていただきます。  
以前にもやりましたが10月末、中学校のタブレットの持ち帰りが始まりました。数日後それに続くように小学校でも持ち帰りが始まりました。

昨年の9月議会で私からタブレットの持ち帰りを推奨する提言をこの一般質問の場で取り上げておりました。

その時点での答弁は、日常的な持ち帰りを想定したものでない、という返答でございました。

ただ、実際にタブレットの持ち帰りが始まったことで、私には父兄目線でも好印象であり歓迎ムードの声が届いております。

そこでお伺いします。このタブレットの持ち帰りはどのような経緯で始まったのかをお伺いします。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。小柳議員さんがおっしゃるような前の質問の中で、否定的なとありますが私は否定した記憶はございません。そこをご理解いただきたいと思います。

一人一台に割り振られた端末を一般的な教具、道具として有効活用して学習に役立てながら、休校時等のリモート授業の実施を見越して、機器の操作や情報機器を活用した学習に慣れ親しむことができるように、持ち帰りを実施しております。

2番 小柳 聡 はいまず実施、それはこのタイミングでということをちょっとお伺いしたいんですけども、私も昨年質問させていただいて、このタイミングで始まったところというのを、もうちょっと分かりやすく説明していただきたいなと思います。

教育長 江島廣 後にある質問にお答えいたしますけれども、いずれ子供達には使わせるための練習機会を多くしたいという今後を見越してですね、そういうところを考えて実施しております。

2番 小柳 聡 はい、分かりました。ちょっと最終的にこのタブレットの中にEライブラリーというアプリがあるそうで、これはたぶん何処でも全国的に人気なものでございますけども、やればやるほど植物が育っていくらしく、それを学校で競い合っているそうです。それにはノルマがあるわけでもないの、持ち帰りの中で好んでやっている人とそうでない人には分かれるようですが、きっかけがあるからこそ見えてくるものがあると思います。  
持ち帰りについて今後も進めていくのかということをお伺いします。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。タブレットの持ち帰りについては、今後も継続します。  
冬季休業中にも長期持ち帰りを計画しておりますが、長期休業中の提出課題としてタブレットでの宿題を課すかどうか、またその方法などにつきましては、現在学校で検討中です。  
併せて春季休業中のタブレット持ち帰りについて、どうするかも今後検討を進めて参ります。

2番 小柳 聡 実は今これから初の長期休みというものが入るので、そこもちょっと確認をしようと思っておりましたが、冬休みに持ち帰りをさせるというのはまだ決定はしていないということですか。課題を与えるということが決定していないということですね。

教育長 江島廣 宿題を課す内容について、どういうことが出来るかというのは学校も今検討中でございまして、出来るだけ前向きな姿勢で進めておるといのが現状だと思います。

2番 小柳 聡 それではまずですね、まとめの前に持ち帰りを始めたことでメリットというところもあるでしょうし、デメリットももしかしたらあるかもしれません。  
今聞かえてきた課題などがあればお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣 質問にお答えします。タブレット操作に慣れてICT端末を利用した学習が日常化することで、児童生徒にとって学習がより身近なものとなり、学習の効率化が図られることを期待しております。

現在は各ご家庭でのご協力により、目立った問題もなく順調にドリル教材を利用した端末持ち帰り学習が推進されております。

今後、不測の臨時休校等が長期に亘った場合に、実施を検討しているリモート授業においては、授業の時間配分や授業の提示方法の他、各ご家庭の通信状況に応じた対応などの運用面で様々な課題が出てくるものと思われまますので、試してみても一つ一つ課題が出てきた場合に対応して参りたいと考えております。

2番 小柳 聡 ここのまとめというか、私自身がですね昨年9月の段階で推奨して、何故取り上げたかと

いうと、学生にとって一年一年というのがとても重要だと考えます。なのでどうして昨年9月の段階でタブレット推奨して持ち帰りがですね、このタイミングまでずれたのかなというところをお聞きしたかったんですけども、いずれそういったこともあるのでそこだけちょっとご答弁いただきたいなと思います。

教育長 江島廣

予定しておりますと来年度の全国学習の中に、リモート授業的なものが入ってくる可能性もございます。そういうこともございまして全国学習の場合は、小学校6年生と中学校3年生だけですので、一クラスずつですから何とかかなりそんな感じもします。

全校一斉となった場合に、どのようなことが起こるかというのは実際にこう試運転段階でやってみないと分からないですけどもリモート授業的に、例えば全校の子供さん達に一斉に送るということでは、何かしらの問題が出てくるだろうというように感じております。

そうした場合には、学年ごとに例えば時間を決めてやるとか、いろんな方策が出て来るかと思えます。

せつかくタブレットですので、出来るならばいくらでも多く活用出来るような状況で進めたいと学校側も努力しておりますので、どうかその辺ご理解いただきたいと思えます。

2番 小柳 聡

はい、有難うございました。ご答弁有難うございました。そこで最後にこういったタブレットが有効的に活用されていると、子供達の世代にもある程度馴染んでいるといったところはこの質疑を通して伝わったのかなと思いますので、是非、議会の場にもタブレットが導入されることを、一日も早く望んでおりますのでそこにも期待するものでございます。

これで一般質問を終わります。有難うございました。

議長 伊藤秋雄

これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終わります。

次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。5番 石井清人君。

5番 石井清人

5番 石井清人です。私ここに立つと非常に緊張感と高揚感が出てきます。

それはやはり町民の代弁としてこの場に立って質問出来る、ということの議員の責務とそれから責任感これ果たせるのかなということで非常に緊張しております。

一般質問を通して、町民の声を届けたいと思えます。私いろんな街角や街中で町民と会うんですけども、いろんな話が出ます。例えば清人さん、八郎瀧町は人口4千人になるんですよどうしますかと言うような話、どうしたらいいかなということなんだけども、そこで一般質問を通して私なりの提言を出したいと思えますし、それからやはり冬の選挙は寒い、町長選挙と議員選挙を一緒にやれないかと、投票率も上がるし経費の削減にもなるし、こう言う話が出ます。

そういうところを一般質問を通して、当局とのやりとり答えを聞きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それではまず一つ目ですけども、子どもを産み育てる町を目指すということであります。

町長はいろいろな事業を手掛け、住みやすい町として環境は大変良くなったと思えます。

浦大町地区、小池地区の道路は拡幅されて、通行がとても便利になりました。駅前には「はちパル」ができて、大人、高校生、子供も行き来し賑わいができました。

昔の風景からは一変し近隣町村と比べてもすごく活気がある町に感じられます。役場庁舎も完成しましたので、今後大きなハード事業はやるものがないように思われます。

それではこの後、この町が何をを目指すのかと言えば、私は「子どもを産み育てる町を目指す」ことをスローガンにしたらいと思えます。

まず本町には結婚祝い金があります。これは独自のものです。そして出産祝い金もあります。これも独自のものです。

保育園児、幼稚園児は国の無償化制度で保育料、授業料は無料です。本町独自の施策として園児から中学校まで学校給食は無料です。

児童手当は国の制度ですが、中学校卒業まで支給されます。福祉医療は町が高校生まで拡充しましたから、病気、怪我になってお医者さんに行ってもお金は掛かりません。

他の町に比べて良い点はいっぱいあります。私はそれにプラスして新しい認定こども園を作ることを提案いたします。場所は旧八郎瀧小学校を解体して跡地に作ることです。そうすれば現在2ヶ所でやっている保育事情も1ヶ所でできるようになるし、おおぞら園からたいよう園までの移動もいらなくなります。

そしてライオン広場で行っていた運動会も体育館やグラウンドでできますし、外遊びや散歩も安全なところでできるようになります。子育てに力を入れている町としてアピールすることができます。

そしてその前の前段として、若者が本町に定着してもらうことが重要です。そのために提案したいのは、安価な宅地供給です。例えば坪5万円程度で宅地分譲を行ってみてはどうでしょうか。

若い人が定着すれば人口が増える例としては32区町内が挙げられますが、ここは町の分譲で若い人が移り住んだところですが、子供会は最盛期100人いたそうです。

また、町営住宅については高所得者でも入れる一戸建て住宅を1棟か2棟あっても良いのではないかと思います。

公営住宅の例外的なものですが、建設費に国庫補助が付くのであれば、町の収入財源にもなりますし、これは昔の話ですが、新婚さんが共に公務員で収入があつて、勤務地が秋田と能代で中間地点の八郎潟町に住みたいと相談があつた例があります。

残念ながら、当時は入居条件に当てはまらないため、他町か民間アパートを探したはずですが、でも当時は高規格住宅という名称だったかもしれないけども、当時は高所得者でも入れる住宅、他町ではあつたんですよ。それが今出来ないかという提案です。

また、町営住宅の入居申し込みに際しては、保証人制度を廃止しても良いのではないかと思います。前の本会議や委員会でも述べましたが、町営住宅未納があつても保証人が肩代わりすることがないのだから、保証人を付けることは意味がありません。

現に保証人の目途が付かないということで、入居申請をあきらめた若い人の話も聞いています。

以上これらいろいろな施策を一まとめにして、アピールすれば若者が本町を定住地として考えてくれると思います。若者が定住すれば子供が多くなります。転入者が増え子供が生まれて賑やかになってくれば生き生きとした町になります。私の町づくりの提言です。検討してほしいと思います。以上が一問目。

次に、二つ目の質問に入ります。仮に町長選挙と町議選の同日選挙にするためには、どんな手順になるかという質問です。

私が10年前に町議会議員選挙に立候補した際に、町民の方から言われたのは、雪が降って氷が強い一番寒い時期に選挙するのは時期が悪すぎる、ということでした。

投票所へ行くには吹雪になる時もあるし、道路はツルツル、夏場は近道ですぐに行けるところも、積雪で遠回りをしなければなりません。

特にお年寄りには大変です。そこで私は選挙時期を変えたいと主張して、選挙カーで回りました。

しかし、今は投票所が1ヶ所になりました。そして町では「投票所に行けない方は町が送迎します」と言っています。そうすると選挙時期を変える必要もなくなりました。

ところが、町民の方々とお話していると、やはり厳冬期の選挙はよくないと言います。家を締め切っているから選挙カーが来ても分からない、立会演説をする候補者の話を聞きたいが出て行くには億劫だ、投票所へは歩いて行けない、などという意見です。

そして町長選挙と議員選挙を一緒にやれば、時期も良いし役場の経費も掛からないし一番良いという人もいます。

町長選と町議選の同日選挙になっている市町村はたくさんあります。そこで同日選挙が良いとかダメだという意見は分かれると思いますが、良し悪しを別にして本町が同日選挙にできるのかどうかと言うことを、一般質問を通して町民の意見に伝えたいと思います。

仮に以前の通り、8月末頃に町長選挙があると仮定して、これと町議会議員選挙を一緒にするとすると、議員は7月末以降に議員解散か議員総辞職しないといけません。

そうすると同日選挙に持っていくことができます。ただし、次の議員の任期が8月末から始まるので、次の議会議員選挙も任期の1ヶ月前という規定からすれば8月末までに実施しなければなりません。

一方、町長の任期は9月23日ですから任期の1ヶ月前までに選挙を実施するという規定からすると8月23日以降になります。

従って、町長任期の1ヶ月前の8月23日から仮定の議員任期の8月末までの間、約一週間の間に4年に一度の町長選、町議選の同日選挙をやればよいということに私なりに結論付けたのですが、この考えは間違っているのでしょうかという質問であります。

以上2点です。よろしく願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員の質問にお答えします。  
子どもを産み育てる町を目指すというご質問ですが、始めに認定こども園建設の実施主体は、八郎潟たいようこども園 秀麗会になります。建設費は、国・町の補助金と秀麗会の資金が必要であります。将来的には1つの施設での運営を関係機関と検討する必要があると考えております。

また建設場所を旧小学校を解体して跡地にとのことですが、旧小学校の利活用に関しましては、これまで述べた通り南側の高学年棟は現在、災害備蓄品やイベント用備蓄品、庁舎用備品等の倉庫として利用しています。

また、南秋つくし苑より、既存施設が手狭になってきていることと老朽化が進んでいるこ

となどから、昇降口及び音楽室、給食調理場、校舎南側棟の一部を、将来的に借り受けたいとの要望がありますので、南秋つくし苑への貸付けも予定しております。

さらに、脱炭素型社会構築事業においても空き校舎の利活用が計画されております。

次に、宅地分譲については、平成10年に大道団地19区画を分譲してから20年以上経過していません。

全国的な人口減少社会に加え、生活様式の多様化が進んでいる中での宅地分譲は、周辺市町村の状況や交通の便、就労状況、生活環境や利便性、分譲価格などといった住宅市場の動向を十分に見極めて、慎重に進める必要があると考えております。

現在、「八郎潟町公営住宅等長寿命化計画」の見直し作業を進めておりますが、宅地分譲についても見直し案の1つとして、検討することになるものと考えております。

高所得者向けの町営住宅についてですが、町営住宅は住まいに困窮している、低所得者へのセーフティネットとして整備されています。

現在見直しを行っている、八郎潟町公営住宅等長寿命化計画において、将来的な町営住宅の必要戸数を設定し、各団地の廃止や集約などの方向性を見いだすこととしております。

公営住宅法では、収入基準が定められているので、高所得者向けでの整備は国庫補助を受けることは出来ません。

保証人につきましては、催告しても未納が続くと保証人にも納入指導通知を行い、それでも債務者から分納など町へ対し相談がなければ、保証人への納入通知を出すことにしております。

現在、県を含めて全市町村が保証人は条件となっておりますが、全国的には緩和している自治体もあります。今後、保証人の条件緩和や議員言われるセーフティネット以外の住宅計画など十分に検討していく必要があるものと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 選挙管理委員長へのご質問となっておりますので、選挙管理委員会書記長の私から町長選と町議選の同日選挙についてお答えいたします。

まずはじめに、議会議員の一般選挙は、任期満了による場合は、議員言われるとおり、任期満了日の前30日以内に行うことになっておりますが、解散による場合は、解散の日から40日以内に行うことになっております。

仮に議会を解散して同時選挙を実施するとなれば、町長の任期満了日前の30日となる8月24日から9月22日に選挙を実施することになりますので、同時選挙実施日を仮に議員言われるとおり8月末と仮定した場合は、議会の解散時期は40日以内となる7月下旬以降となります。

また、その後の改選の選挙については、町長の任期満了日は9月23日と変わりませんが議会議員の任期満了日は選挙を実施した8月末となります。

公職選挙法第34条の2第1項の規定により、議会議員の任期満了日が町長の任期満了日の90日以内の任期満了日であれば、町長の任期満了日の50日前、つまり8月4日から9月23日に、同時選挙を行うことができる特例が適用されることとなります。以上であります。

5番 石井清人 ご答弁有難うございました。今日は再質問ありません。ただ一つだけ私の思い出を語って終わりたいと思いますけども、私30代前半頃と思うけども、役場に奉職してた頃産業課と建設課と一緒に部屋で仕事したことあるんですけども、その時、伊藤さんという建設課の課長さん、この方若くして亡くなったけども、一生懸命保証人に電話かけたり、訪問したりして保証人に督促して徴収に歩いた記憶があって、やあ厳しいものだなと思って、だから保証人というのは形だけのものではないと、責任を持たすというそういう思い出があって、だからその形骸化した書類のやり取りでなくて、しっかりと保証人にも責任はあるんだよと自覚させて、保証人の書類を取らないと、何か形だけの書類になってしまう、それが今の町営住宅の未納に繋がっているんでないかということだと思います。

保証人制度をしっかりとするんであれば、やっぱり保証能力のある保証人、しっかりとしたただ名前書いただけじゃなくて、そういうものも見極めてそして連帯責任だよということもしっかり分からせて保証人にしてもらって、書類を受け付けなければその現状が直っていかないんでないかなという、私の昔のずっと30年も40年も前の思い出があるものだから、それでこの保証人をしつこく言ったりするんですけども、何とか御免してください。

そんなことで質問を終わります。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。  
次に、9番 金一義君の一般質問を行います。9番 金一義君。

- 9番 金 一義 はい、9番 金です。よろしくお願ひいたします。  
今回の質問の前に、ちょっと町長さんと産業課長さんにお伺ひします。  
というのは9月の議会で自分の質問に対して、町長さんと産業課長さんが、最初に町長さんなんですけども、これは電力関係の世帯数の関係なんですけど、まず世帯数が減れば需要量が減っていく訳ですよ、この数字が全然変わってないということは、直されたものも全然変わってない訳ですから、そこら辺の考え方がどうなのかという問いに対する、おそらくその想定されたことを書いてると思いますけども、これもおそらく世帯数が減ることを想定しないということは、ちょっと問い合わせしますということで答弁されてます。  
だからそこら辺が、これはあれですよ議事録見てください。あつ聞こえないということですか、申し訳ないです。  
じゃあ自分がお話ししたことをもう一度話します。ようするに問題的な繋がりでいきますけども、市内電力需要量八郎潟町のですね、世帯数が減れば需要量が減っていく、ということをお話しした訳ですよ。  
この数字が報告書ですよ、それが変わってないということは、直されたものも全然変わってないということで、要するに毎年同じ数字でおかしいんじゃないですかということをお伺ひした訳です。  
それに対する町長のお話しだと、おそらくこの想定されたことを書いてると思いますけれども、これもおそらく世帯数が減ることを想定しないということは、要するに同じ数字でずっと書いてあった訳ですよ、まずね。  
それが町長の答弁だと、そこら辺もう一度問い合わせてみますということで、その返答がなかったんで今9月議会のものを聞いている訳です。  
だからそこら辺を聞いたのかどうか、まず忙しいから聞かないのかどうか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。
- 産業課長 千田浩美 金さんの今の質問ですけども、町では9月定例議会終了後、委託先であります株式会社日本総合研究所に、報告書の数値の再確認をお願いしております。まだその回答がきておりません。回答が来次第、修正したものを皆さんにお配りしたいと思っております。
- 9番 金 一義 9月のお話ですよ、今12月で回答がないということは、おかしいじゃないですか。それはいつ聞いたんですか。
- 産業課長 千田浩美 議会の終了後、直ちにメールと電話でお願いしております。
- 9番 金 一義 それ何で回答がない、そうすればこういうものを会社で作った訳ですよ、要するに報告書なるものを作った訳ですよ。それがまだ来ないということは、全然我々からすると相手が業者さんでしょう、お金払ってる訳ですよ、それが今の段階で回答がこないから云々と、催促はしなかったですか？
- 産業課長 千田浩美 すいません、催促はしていません。
- 9番 金 一義 じゃあ全然我々がなめられてるという感じじゃないですか。こっちは真剣になって質問してる訳ですよ。そうすると課長が何を問い合わせしたかということ分かりますか、じゃあそこら辺聞きます。
- 産業課長 千田浩美 先程も申しました通り、報告書の数値の再確認ということでお願いしております。ですので全てを確認してると思います。
- 9番 金 一義 でも9月の議会で今12月の初めなんだけど、今の時代でそんなに日数、ちょっとおかしいという感覚でメールやるとすぐ返事くる時代でしょう今は。そこら辺早急に今確認してくださいよ、ここで待ってますよ。
- 産業課長 千田浩美 その辺に関しましても逐一報告いたします。その辺に関しましても、研究所の方に報告いたします。
- 9番 金 一義 そうすると我々には報告というのは、いつなる訳ですか。
- 産業課長 千田浩美 その辺に関しましても回答もらってませんので、今日この後すぐ回答をもらうようにいたします。

- 9番 金 一義 ちよつと考え方が甘いというんですか、そこら辺町長どう思いますか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 おそらく日本総研さんでは、間違っている日本総研さんの資料というのは、自分方で作った資料に関しては、やっぱり間違ったところが多々あるということ、今精査してる段階だと思っております。
- 9番 金 一義 そうすればそんなそんなに時間というもの係るものですか。まず考えてみてですよ、大体基本的なもので、間違ったところが出てきた訳ですよ、それに対してこれからまた質問入るんだけど、そこら辺のね町の対応というんですか、業者さんに対する総研さんに対する対応がちよつとぬるいんでないかなと私感じています。  
だからそこら辺の何か言えない問題があるんですか、町長。
- 町長 畠山菊夫 実際、議会の中で金さんから指摘された誤りの箇所、これについては私自身も日本総研の担当の方に直接お電話をしまして、しっかり対応してくださいということは言っております。
- 9番 金 一義 その割には全然対応されてないので、課長の話だと9月議会終わった段階でそのものを云々というんだけど、それが二日、三日だったらまだもの言いませんよ、今我々は12月議会でそれまで全然返答がなかったものだから、今ここでお話してそれでもまだ返答がないということで、だからちよつと総研さんに言えない問題が何かあるのかなと思つて疑いたくなりますよ、はっきり言つて。  
町で何か言えないものがあるのか、注釈できないものがあるのかそこら辺の考え方を我々は疑いたくなります。そこら辺、町長何とですか。
- 町長 畠山菊夫 総研さんの方ではそういうことはないと思つてますが、ただ、今完全に精査をしまして今課長も言いましたけど、しっかりした直した文言を付け加えて、そして議員の皆様にもう一度手をかけたものをお配りする予定とはしております。
- 9番 金 一義 それがいつになるかちよつと分からないとなれば非常に、今回、質問もその部分が非常に入つてる訳ですねまずね、そうすると質問してもいいのか、しない方がいいのかよく分からないような状態になってきましたけど、そこら辺町長の答弁だと精査してしっかりしたものを云々というんだけど、そうすると自分が今ここで質問してもいいか分からなくなつちゃう、そこら辺どう思いますか。
- 町長 畠山菊夫 いや、質問してください。
- 9番 金 一義 結局ねこっちで話するのは、ちよつと生ぬるいという感じで考えてます、答弁だとね。  
今の時代で三カ月も四カ月もかかるようなことでもないでしょう、この書類一応作つてあるんだもの、それでこの部分が違うよということだから、簡単に出来るでしょうまずね。  
だからちよつと町としても生ぬるいのか、自分が質問してるのにバカにしてるのか分からないけど、虚仮にされてるような感じでちよつとそこら辺。
- 町長 畠山菊夫 何回も言いますが、日本総研さんおそらくさっきのことに対しても答えが出てると思っています。報告出来ないだけで、もし問い合わせればもう出来ているのかなとは思つております。そう言うことで。
- 9番 金 一義 課長、まず問い合わせしてこいよ、問い合わせして課長来てくださいよ。休憩してもいいから。
- 議長 伊藤秋雄 昼食の時間帯で一応総研さんに聞いて、早急に答えてください。  
はい。金一義君。
- 9番 金 一義 まずそういう仕事はきちつと町長命令かけてやってもらはないと、我々も質問したものが今になつても話して初めてその中身が分かつた訳で、今ここで答えもらえるのかなと思つて私今日来ました。  
そこら辺がちよつと残念でなりません。じゃあ腹立ててもしょうがないみたいです。  
八郎瀉町脱炭素型社会構築事業委託報告書については、非常に重要な報告書と考えております。これはCOP27が先月エジプトで開催され、地球規模で脱炭素社会を求めて行動してるからです。



これまでもCOP3が1997年に京都で開催され、6種類の温室効果ガス排出量を1990年を基準として、2008年から2012年の5年間に先進国を全体で5%の削減を目指す京都議定書を求めました。

その後、COP21が2015年パリで開催されたパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて、2℃より低く保ち1.5℃に抑える努力するという目的で、先進国、途上国関係なく、全ての国で共通する目的としました。

現在、我が国は年間で12億tを超える温室効果ガスを排出しており、国は2050年カーボンニュートラルの実技を目指しており、これへの挑戦が産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長に繋がるという発想を持って進めています。

国はカーボンニュートラルに伴うグリーン成長産業について、洋上風力、太陽光、地熱、水素、半導体など挙げています。

また農業関連としては、緑の食料システム戦略を策定し、地域未利用資源の一層の活用に向けた取り組みを利用したり、利用システムの構築も一例として挙げられております。

ここで質問に入ります。最初の質問1、八郎潟町脱炭素型社会構築事業による、庁舎の建替えて新庁舎の今日までの省エネ効果の数値の値を示して下さい。

日本総合研究所が策定した報告書を見ると、第一ステップとして庁舎の建替えによる省エネの推進、温室効果ガスの排出削減となっていますが、ここでは新・旧役場の利用エネルギーしか算定していません。

以前、私が新庁舎建設時に提案したゼロエネルギー、ZEBこそが脱炭素社会の切り札でしたが、はなはだ残念です。そこで新庁舎も4月29日の落成式から早くも7ヶ月にもなります。

ここで、今日までの省エネの推進、温室効果ガスの排出削減の数値効果と12ヶ月残りの想定エネルギー使用量を示して下さい。また、新・旧庁舎の比較の値も示していただければ有難いです。

町長 畠山菊夫

金議員の質問にお答えします。

新庁舎となってからの省エネ効果は、昨年同時期の比較になりますが、電気は8ヶ月で41,000kwh、76.1%の増、ガスが5ヶ月で24.5m<sup>3</sup>、80.9%の減、A重油につきましては、非常用発電機のみを使用されるので、使用はしておりませんが今年度、新庁舎の業務開始にあたり、700ℓ程給油しておりますので、97%の減、灯油につきましては皆減となっております。

削減効果につきましては、先程、パーセン提示で表したとおりでございますけれども、今年度3月までの想定使用量は、電気についてはこの後、厳寒期を迎えどの程度の使用量になるかは分かりませんが、報告書55ページの新庁舎における想定使用量の1ヶ月相当分となる19,400kwhで仮定すると年間で約193,000kwhの使用量となります。

また、ガスについては新庁舎での使用実績を基に算定すると、年間で約14m<sup>3</sup>の使用量が見込まれます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄

ちょっと昼食のため、ここで一応町長の答弁終わったので、それではここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

議長 伊藤秋雄

それでは午前中に引き続き、再開いたします。9番 金一義君。

9番 金 一義

質問の中で電力の数値のお話がありましたけれども、旧庁舎と新庁舎との対比ではどの位の数値が出てきますか。

議長 伊藤秋雄

はい、総務課長。

総務課長 村井健一

先程、町長の答弁でありましたけれども、プラスマイナス増減でいきますと電気の方は実際の8ヵ月の実績でいくと、41,000kwhが増えております新庁舎の方が。

ガスについては24.5m<sup>3</sup>減っておるというところで、A重油については700ℓだけしか使ってないというところでございます。

9番 金 一義

この電力の増えた大きな要因というのは、どういう要因でもちろん今燃料の関係で話されて、ガス云々とかってあったんだけど、それだけではないと思う訳ですよね。

町長 畠山菊夫

今まで旧庁舎ではエアコンが限られておりました。新庁舎ではエアコンも全て全館に稼働

していることもあります。LED化にはなりましてけどもそういう面では冷房の分だけ上昇しているのかなとは思っております。

9番 金 一義 そうすればこれは最初からの予定数量ということですか、それとも思わぬよりも多くなつてるといふ、報告書の中に新庁舎の使用電力というの謳ってあるんだけど、それから見ると随分違うんじゃないかなと見てますけども。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 報告書の55ページ、この報告書の中では新庁舎における想定使用量は、年間で232,804kwhで想定されております。実際、今町長言いましたように夏場のエアコン使用量で増えたとは思っておりますけども、総体的にこの後、厳寒期の電力使用量は実際使ってみないとわかりませんが、今のところ20万は超えない想定となっております。なので、想定よりは減るかとは思っております。

9番 金 一義 そうすると、先程旧庁舎のお話しされたんですけども、この電力というのは年間12ヶ月を通すと減る可能性があるかと、そうするともちろんガスその他重油、灯油の使用量がほとんどないということですかそうすると。

総務課長 村井健一 同じく55ページにガスの使用量も想定の中では、286という数字出てますけども、先程町長の答弁でもありましたけども、ガスについてはほとんど使われておりません。年間ですと14か15、286に対して15m<sup>3</sup>位の使用量が想定されております。

9番 金 一義 そうすると新庁舎におけるCO<sub>2</sub>の排出量はどのような形で計算されておりますか。

総務課長 村井健一 今言った電気、ガス、A重油、灯油、その増減をトータルしますと、CO<sub>2</sub>の削減数値としましては、年間で23.8tの削減がある見込みとなっております。

9番 金 一義 そうすると八郎潟町のCO<sub>2</sub>の数量計算されてる、環境省でやっている数値把握しておりますか。

総務課長 村井健一 私の段階ではちょっとそこまでは把握しておりません。

9番 金 一義 環境省では八郎潟町のCO<sub>2</sub>の排出量が網羅されておりますけども、そこら辺産業課長分かりますか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 網羅されているのは分かっておりますけども、全体というのはちょっと今調べておるところです。

9番 金 一義 調べるといふことで、私から話しなくてもいいでしょうけども、結局これには自動車、家庭部門、運輸部門とかいろいろやって、令和元年度までのCO<sub>2</sub>を環境省では出してる訳ですよ。これはネットで調べればすぐ出てくる数字なんですけども、そこら辺勉強して調べて見ていただければ有難いです。

次に、2017年3月に環境省は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域試作品、策定マニュアルを新たに公表し、地方自治体が地球温暖化対策地方公共団体実行計画を策定する際の方針や、技術的な方法論が示されました。

温室効果ガスの排出の実証を継続的に算出することが求められると思いますが、我が町、これは先程も話したけども、これは検討を行っていないということで、この結論でよろしいでしょうか。これはCO<sub>2</sub>のあれですよ、結局、ゼロエネルギーという感じで出ているやつでだから結局ね調べて行くと、そういうものが出てきている訳ですよ。我が町の要するにさっき話したような排出量の軽減変化云々というやつが出てくる訳ですよ。

だからそこら辺を町としても、今町長が話したように電力云々とあるけどもそういうものを検討されているかということ、検討する計画があるのかないのかも分からないですけども要するにこの50年問題に対しての向かう筋道を検討されているかどうか、ということ聞いてる訳です。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

- 産業課長 千田浩美 町全体のということで受け止めておりますけども、今後検討することになるかと思っております。それが時代の流れだと思います。
- 9番 金 一義 それをちゃんと言葉でなくて、実行に移していただければ有難いです。午前中のようなことがないように進めていただければ有難いです。結局、今話しているのは温室効果ガスの排出状況を云々ということなんですよ。  
だからこれには要するにいろんな産業から出てくる温室効果ガスの数値が出ております。それをまず皆さんが見てないということで、今話している訳ですけども、結局これはネットで見ればすぐ出てきますので、環境省で試作した八郎潟町の数値も出て参ります。そこら辺を見て今この新庁舎のCO2の関係も適切な数値になっていくのかどうかということを検討していただければ有難いと思って今聞いてみました。  
次二つ目の問題です。八郎潟町脱炭素社会構築事業報告書についての、「現状趨勢ケース」の推計方法の考え方についてお聞きします。  
現状趨勢（BAU）ケースの温室効果ガス排出量とは今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガスの排出量を指します。  
BAU排出量を推計することで、将来の見通しを踏まえて計画目標の設定や部門別の対策・施策の立案を行うことができます。  
また、BAU排出量と対策・施策の削減効果の積み上げを比較することで、計画目標達成の評価に活用することもできます。よって「現状趨勢ケース」の温室効果ガス排出量を推計することで、将来の見通しを踏まえて計画目標の設定や部門別の対策・施策の立案を行うことができると思います。  
この報告書を見ても、この報告書を作成した人にだけしか理解不能かと思えます。特に5ページから6ページの間に、計算の考え方、すなわち「現状趨勢ケースの推進方法」の考えを入れるべきかと思えますが、どうかご説明していただければ有難いです。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 現状趨勢ケースの排出量推移予測につきましては、環境省「自治体排出量カルテ」に記載の八郎潟町の2018年度部門別CO2排出量を基に、各部門の部門別排出量の推計に用いられている按分指標の2005年から2018年までの数値を直線回帰して2050年までの推移予測を行い、CO2排出量がこれと同じ割合で推移するものと仮定して算出しております。
- 9番 金 一義 そうすればこの中であります9ページの農林水産の図の9の図形ですけども、これで正しい数字なのかどうかお知らせいただければ有難いです。
- 町長 畠山菊夫 質問の三問目に入っている認識でよろしいですか。
- 9番 金 一義 あっ、そっちの方か、これ三問目に付いてあったけど、分かりました。
- 町長 畠山菊夫 各部門のCO2排出量推移予測では、環境省「自治体排出量カルテ」における排出量推計の考え方に準じた推計を行っております。  
「自治体排出量カルテ」では経済センサス、基礎調査に基づく従業者数を農林水産業の排出量推計の推計としております。  
経済センサスでは事業所に所属する従業者のみをカウントしているため、農林業センサスに基づく農業従事者数とは異なる値となっております。
- 9番 金 一義 ああなる程ね、農林業センサスのあれで値が違うということでもよろしいですか、じゃあ町長の答弁は。今の答弁もう一度。
- 議長 伊藤秋雄 畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 各部門のCO2排出量推移予測では、環境省「自治体排出量カルテ」における排出量推計の考え方に準じた推計を行っております。  
「自治体排出量カルテ」では、経済センサス基礎調査に基づく従業者数を農林水産業の排出量推計の推計としており、経済センサスでは事業所に所属する従業者のみをカウントしているため、農林業センサスに基づく農業従事者数とは異なる値となっております。
- 9番 金 一義 要するに農業と従業者数の値は違うということ、人数の違いが出てくるということですよ。八郎潟町の農業者の人数は、この図でいくとちょっと違うような感じが出てくる訳で

すよ。だからそこら辺も一応調べてもらえれば有難いです。この図を見てると。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。あつ、総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今の人数の違いについてですけども、経済センサスの基礎調査で37名となっています。これにつきましては、その統計調査の中では個人経営を除く農業経営者、いわゆる団体、法人等となります。

本町の場合は、6事業所がこの対象となっておりまして、その従業者数が37名なのでこの図の数値は正しい数値となります。

9番 金 一義 いずれこの報告書の出所、いわゆる報告書に書いてある文言とかの出所がですね、いずれも各情報を基に日本総合研究所作成とありますですが、その出所を明確にしなければ正しいか誤りかの検討も我々は出来ません。

しっかりとした出所を明確に記載すべきだと思います。また、報告書は誰が見ても町民が見ても5年後の人が見ても、理解出来なければ意味がありません。

更に冒頭で指摘したように、脱炭素社会は国際的な広がりとして2050年までの目標という時間軸でも長期のスパンです。すなわち今の中高生が自分の町の脱炭素計画がどうなっているかについての資料にもなります。

残念ながら今の報告書では解析不能と言っても過言ではありません。ここら辺の考え方は町長どうですか、個人的な考えで。要するにこの報告書がね、間違いが多いということなんです。違いますか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金さんがどう思われるか私もちょっと分かりませんが、コンサルタントの違いによってもまた大部こう違ってくると思うのではないのでしょうか。その辺はどうでしょうか逆に。

9番 金 一義 要するに基礎的に取り方が違うということじゃないですか。根本的なこの表作るにしても、どこから取ってるか分からないでしょうまず極端に言えば。ただこれは日本総研云々とかってそういう感じで物言ってる訳で、人の考え方で違えばこのものは十人十色の解釈ということで、万人向けの報告書でなくなってしまうじゃないですか。

そこら辺をやっぱり統一したもので誰が見ても八郎潟町のこれはこうなんだということの現在にあった正確な報告書を作ってはどうか、ということで今聞いているんですけども。

町長 畠山菊夫 金さん早くからこの資料持って行ってあったと思いますけども、出来ることなら担当の方が来た協議会の中で質問していただければ、詳しくは説明出来たとは思いますが、ただ、農業センサスに基づく農業従事者数とは異なる値となっていることは、今説明した通りでございます。それは私方も認識しております。

9番 金 一義 こういうことを話しても水掛け論になってきましたけども、じゃあ時間も押してきたので次の方へ進ませていただきます。

八郎潟町脱炭素型社会構築事業の報告書に対する疑問について、ということでお伺いします。

一つ目、報告書9ページの、先程話したように農林水産業の従事者について、図面2-9を見るとほぼ37人から34人となっておりますけども、これは今答えていただいたので町の農業従事者は309人、これは2020年、農林業センサスで調べた数字なんですけども、この数字でよろしいですか。

町長 畠山菊夫 答えは先程と同じですけども、自治体排出量カルテとは、環境省で公表している地方公共団体の排出量に関する情報を包括的に整理した資料だと思います。

農業従事者数は環境省のホームページから、自治体排出量カルテにより出された数値でございますけども、これによると農林水産業の従事者数は30以上40人以下で推移しております。

9番 金 一義 この図でいくとずっと変わらないで、令和元年から横線になってるんですよ。だから普通だと減っていく可能性があると思うけども、そこら辺はそのグラフの線がずっと横線になっているでしょう。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですか産業課長。

- 産業課長 千田浩美 先程、町長も申しましたけれども、今回の報告書につきましては環境省の数値が基になっております。ホームページに載っておりますけれども農林業水産部門はずっと横ばいできております。今回この数値を使ったことにつきましては、環境省の排出量の推計の考え方に準じて載っておりますのでこのようになります。
- 9番 金 一義 これは環境省の数値でございます。私も分かって今聞いてみました。じゃあ二つ目、7ページの(2)の建設業・鉱業における予測で、本指標については他指標同様の線形回帰は予測に適しないとありますが、この理由は何か記載すべきであろうかと思っておりますが、そこら辺ご説明ください。
- 町長 畠山菊夫 建設業・鉱業では図表一7の通り2013年から2014年にかけて従業者数が非連続的に減少し、その後横ばいとなっております。これは町内の建設業・鉱業関連の事業所の廃業などの単発的な事象によるものであり、今後ともその傾向が続くと考えるには適しないものと判断しております。なお、町では9月定例議会終了後に、先程も言いましたようにこの後も出てきますが間違いについては、しっかりと修正したものを提出しますので、ご理解をいただければと思います。
- 9番 金 一義 質問してもいいのか分からないけれども、じゃあ三つ目として第2次秋田県温暖化対策推進計画とありますが、これは第2次秋田県地球温暖化対策推進計画ではという、文言の在り方ですけどもここら辺はどうですか。
- 町長 畠山菊夫 ご指摘の通り、地球温暖化対策推進計画になりますので、地球の二文字が書かれておりませんでした。どうもすみません。
- 9番 金 一義 だからこういうの非常に嫌がらせかと思うんですけども、探すのに随分苦労しました町長さん。四つ目は27ページの図表2-41の説明で、今後減少とあるがこの表記でよろしいでしょうか。これは増加ではないでしょうかということでお伺いします。
- 町長 畠山菊夫 その通り、増加でございます。
- 9番 金 一義 55ページの図表2-82から2-84の表題の本町現庁舎と謳ってますが、これは本町新庁舎の表記ではないですか。
- 町長 畠山菊夫 ご指摘の通り、新庁舎でございます。
- 9番 金 一義 65ページの図表2-98の(3)の値欄の5は間違いで、正しい値は3ではないでしょうか、そこら辺。
- 町長 畠山菊夫 はい、5となっておりますが3に訂正させていただきます。
- 9番 金 一義 まあこのように自分3回も一般質問してるんですけども、非常に表記的な間違いがこの日本総研さんで作った、我が町の報告書が間違いが非常に多い訳ですよ。だからこれはやっぱり町長さんにお聞きしますけども、直したものの云々でなくてちゃんとした製本も作る訳ですか、そこら辺お知らせください。この報告書としてちゃんとしたその最初の契約の段階で、どういう契約をされて、自分がもってるのはこういう感じのなんだけれども、それとこの資料のことは私前段で話しましたが、やっぱり貴重な資料になると思う訳ですよ。だから図書館とかに配置されるのか、やっぱりそういう形のしっかりしたものに作らないと、そこら辺がですよ直したやつ我々に渡して貼り付けたやつを訂正するとかでなくて、やっぱりこっちで間違ったんじゃないんだから、総研さんで間違ってるんだから金額あの金額でしようまずね。この枚数でこの金額だと、ほとんどよそから持ってきたやつを貼り付けてるじゃないですか、でしようまず極端なこと言うと。だからこういう間違いが非常にある訳ですよ。そこら辺をきちっとまず製本されたものを我々にと町民に配るような形で、町民に配らなくても図書館に設置するような形のものを作る考えがあるのかないのか、そこら辺をやっぱり町長本人からお聞きしたいと思います。
- 町長 畠山菊夫 これから50年までの計画もあることですので、しっかりしたものを作っていたらかなければ困る訳ですけども、こういう風に今回いろいろ指摘された文言などの間違いについては

日本総研さんでも私も電話かけたら謝っておりましたけども、しっかりとしたものを議員の皆さんに提示していきたいと思います。

9番 金 一義 しっかりとしたものとはもう一度聞きますけど、どういうしっかりとしたものですか。ただ訂正したものを作り直したものをということでしょうか。前みたいなただ訂正したものを机にどんと上げて説明もなされず、そういう形でやるのかそこら辺。これはやっぱり町の……

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 製本したものだというのは確かに町としてもらってます。ただこれ枚数が何冊もありません。ですのでこれと一緒にCD-ROMに落としたデータ、これが全部網羅されているものと後メールでももらっております。  
皆さんにお配りしたのは、もらったものをこちらでプリントアウトして配ったものでございます。

9番 金 一義 そうするとその製本というんですか課長が示されたものは、その枚数も最初から何部ということで契約されたのですか。

産業課長 千田浩美 えっと今手元に契約書ありませんけれども、実質、報告書製本されたものはそんなに部数は多くないと思います。

9番 金 一義 やっぱりきちっと町長にも話しますけども、訂正されたものをですよ少なくとも議員の皆様には製本されたものを配布なさるようなシステムを作ってもらはないと、そこら辺何部もないということじゃなくて、その契約の段階、私分からないけども少ない金額ではなかったはずですよ、契約は。

まず補助金の金額はですね、999万円で落札されてる訳ですけども、これ作るのにそれ位の金額掛かってない訳ですよ、と思います。私分からないけども。

だからやっぱりちゃんとした製本を、少なくとも議員並びに職員の皆様にも行き渡るような、先程も話したように50年のスパンの型だから、やっぱり図書館にも置けるようにきちっと整備して、向こうの方に話して強く出てやってもらはないと、今回の一番目に話した答弁でもそうでしたけども、そこら辺全然話になってなかったじゃないですか。

だからそこら辺言えない事情があってそうなってるか分からないけども、まずそこら辺お願いして質問を終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて、9番 金一義君の一般質問を終わります。  
次に、6番 京極幸村君の一般質問を行います。6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 6番 京極幸村です。まず始めに伊藤敦朗議員とはかつて私が小さかった頃、私の父と親交があったことや、伊藤敦朗議員のご子息と私の兄弟が同級生だったこともあり、小さい頃にはよく遊んでもらっておりました。

まだまだ未熟な私ですが、伊藤敦朗議員のように地域に貢献できる政治家になれるよう努力と成長を重ねて精進して参りたいと思います。

それでは通告に基づき、本日は4つのテーマについて一般質問させていただきます。

まず1つ目は、マイナンバーカード取得率向上と住民サービスの強化について、ご質問いたします。

人口減少と超高齢社会の到来に伴い、労働力不足が危惧されている現代の日本にとっては生産性を向上させて持続可能な仕組みを戦略的に作っていくことは必要不可欠であります。

そのための戦略の核となるのがデジタル・トランスフォーメーション、いわゆるDX化であり、昨年9月にデジタル庁が発足したことで、国を挙げたDX化の波が到来しています。

DX化で鍵となるのが、オンライン上でも確実な本人確認ができるマイナンバーカードであります。

マイナンバー制度の目的は、大きく3つあるとされております。

1つ目が行政の効率化です。行政機関や地方公共団体などにおける様々な情報の照合、転記入力効率が向上され、各種手続きがスムーズになることが期待されております。

2つ目は国民の利便性の向上です。例えば税務手続きの際に課税証明書の添付書類が削減されるなど、マイナンバー制度によって添付書類の削減などが可能になり、行政手続きにおける国民の負担が軽減します。

3つ目は公平・公正な社会の実現です。社会保障などの不正受給を防げる一方で、きめ細やかな支援が可能になるなど、公平・公正な社会制度の運用が可能になるとされております。政府は令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指しており、普及促進のために

多額のポイントを付与するなどの大規模なキャンペーンを実施してきました。

これまではカード作成に対する特典でありましたが、今後は作成しないことによる弊害が発生する見込みであります。

それは地方交付税交付金の減額やデジタル田園都市国家構想推進交付金の一部申請条件に全国平均以上のマイナンバーカード普及率が要求されることなどが指されております。

マイナンバー制度のこうした強引なやり方に対する政府への不満は、よく耳にすることです。私としても国として普及率100%を目指すのであれば、そもそも申請方式ではなく、交付方式にするべきであったのではないかという思いもあります。

しかし、各自治体においては、それぞれの努力で普及率を向上させるという方向に進むしか道はない状況と思います。

そこでまずは現状把握をしたくご質問いたします。本町におけるマイナンバーカードの普及率はどの位でしょうか。また全国平均も合わせて伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 初めに報道等にあるマイナンバーカードの交付率によって普通交付税が減額されるといったことについては、普通交付税が減額されるものではなく、マイナンバーカード交付の取り組みに係る財政需要を支えるため、令和5年度からの算定に反映することについて検討していくとされております。

マイナンバーカードの交付率についてですが、令和4年10月末時点で、本町の交付率は45%、全国の交付率は51.1%となっております。

6番 京極幸村 まず本町については約45%ということで、全国平均より若干下ということでしたけども、その中で取得率の分布について、例えば年代ごとなどの取得率の差があるのか伺います。

町長 畠山菊夫 令和4年10月末時点での本町の年代別交付率は、0歳から9歳が42.4%、10歳から19歳が54.3%、20歳から29歳が54.5%、30歳から39歳が37.7%、40歳から49歳が50.3%、50歳から59歳が46.7%、60歳から69歳が47.8%、70歳から79歳が51.9%、80歳以上が27.4%となっております。

80歳以上の交付率が低くなっておりますが、その他は年代、生活スタイル、単身世帯と同居世帯における大きな差はございません。

6番 京極幸村 有難うございます。80代以上の方の交付率が低い条件、何かこうあるのか例えばこういう能力が本来ないのにもまず後見人がいないということで、自分で手続きに行けないとかそういった事情などがあるのか、そういった要因をお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、町民課長。

町民課長 畠山孝直 京極議員のご質問にお答えいたします。先程、町長が答弁した通り80歳以上の交付率が27.4%とまず低くなっております。

まず考えられることは、申請についてはスマホを持っておれば自分で写真を撮ってやることもできます。

高齢者になるとスマホの操作不十分でないかと考えられます。また役場の方でも申請の受付はしておりますが、やはり高齢者ということで役場に出向くことが困難なため、そういうことが考えられる事情かなと思っております。

6番 京極幸村 有難うございます。次の質問に進みます。カードの取得率を向上させるに当たって、カードを作らないという方々の背景を見ていきたいと思っております。

デジタル庁がデータを取得したものを、本日お手元にご用意しましたのでそちらを参考にしていきたいと思っております。

資料によるとマイナンバーカードの未取得理由で最も多いのが「情報流出が怖いから」が35.2%、次いで「申請方法が面倒だから」が31.4%、「マイナンバーカードにメリットを感じないから」が31.3%となっております。

まず、情報流出が怖いからについてですが、私は3つの理由により、マイナンバーの安全性は十分だと考えております。

1つ目はマイナンバーカードのICチップには、電子証明書と氏名、住所、生年月日、性別顔写真、個人番号などのカード券面に記載されている情報しか入っておらず、カードに所得情報や資産情報が記録されているものではないこと、2つ目がICチップの情報を無理に読み取ろうとするとICチップが自動破壊される仕組みであること、3つ目がカードの不正な

複製を防止するために、顔写真の貼り替えが困難な加工や複写した際に文字が浮かび上る加工及びコピーでは複写しにくいマイクロ文字が使用されていること、以上の通り何重にも安全対策がされていることは、あまり周知されていないのではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。マイナンバーカードのセキュリティ性について、当局の考えを伺います。また安心を提供し取得率を向上させるために、町民に対する周知も行ってはとありますが、こちらも合わせて考えをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 マイナンバーのICチップには、税や年金、医療記録などのプライバシー性の高い個人情報が入っており、議員言われる通り様々なセキュリティ対策が講じられております。

町としては、マイナンバーに関する業務に関わる担当者は、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン、及び個人情報保護条例などを遵守し、適切な事務処理を行ってまいります。

マイナンバーカードの安全性については、今後広報、ホームページ等で周知をし、取得促進に繋げて参ります。

6番 京極幸村 有難うございます。続いて未取得理由の「申請方法が面倒だから」ということについてですが、これは役場の窓口に行かないといけないことが面倒であったり、時間をかけて申請する割にはメリットが薄いということで、費用対効果の観点からもこういったことを感じるようです。

高い取得率となっている自治体の中には、ショッピングセンターや企業での出張申請受付またオンライン申請などを活用することで、マイナンバーカードの交付率を向上させている所もあります。本町では人の集まる介護施設や企業のお昼休み、学校での送迎の待ち時間、公民館や町内会などでの、出張申請が行われたら、効果上昇が望めるのではないかと考えます。カード取得を面倒だと感じている人達に、申請をしてもらうための本町なりの戦略がありましたらお聞かせください。

町長 畠山菊夫 申請、交付については、通常勤務時間のほか、毎週水曜日、木曜日の夜間、令和4年8月からは、毎月1～2回、土曜日の午前中にも受付を行っておりますけれども、今後の取組みについては、コロナワクチン接種会場や申告相談会場での申請受付も検討しております。

6番 京極幸村 有難うございます。続いて未取得理由のマイナンバーカードにメリットを感じないから、ということについてです。

マイナンバーカードの大きなメリットの1つは、各種公的証明書等のコンビニ交付が利用できる点であります。コンビニ交付には以下のメリットが挙げられます。

市区町村窓口の閉庁時である早朝・深夜や土日祝日でも証明書を取得することができること、在住している市区町村に関わらず、最寄のコンビニエンスストアで証明書を取得できること、窓口より交付手数料が安くなること、住所地と本籍地が異なる住民の方でも、本籍地の戸籍の証明書を取得可能となること、書類記入の手間がないこと、しかし本町ではコンビニ交付のシステムがないため、マイナンバーカード作成に対するメリットを感じ辛いのではないかと懸念しています。コンビニ交付システムについて、当局の考えをお伺いします。

町長 畠山菊夫 コンビニ交付システムを導入するとなれば、初期構築費用として、約2,700万円、導入後のサービス利用料として、5年間で2,145万円が必要となることから、慎重に検討しなければなりません。

6番 京極幸村 今ご答弁ありました通り、多額の費用がシステム導入のネックの1つになっていることと思います。そこで政府で行っているデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を、私から提案させていただきます。

こちらにつきましてもお手元に資料をご用意いたしました。交付金の名前が長いので以降はデジタル交付金と呼ばさせていただきます。

デジタル交付金は3つのタイプに分かれており、そのうちタイプ2、3はマイナンバーカードの普及率が全国平均以上でないとい利用申請ができません。そのため全国平均を下回っている本町において、こちらのタイプ2、3については利用できないものとなります。

しかしタイプ1についてはマイナンバーカードの普及率が関係なく利用申請ができます。

デジタル交付金のタイプ1は、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組みを行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード、ソフト両面での経費を支援するとされており、助成額は2分の1となっています。

実際にこの交付金を活用してコンビニ給付システムの導入を実施した自治体もあります。



2022年11月22日時点では、全国で過半数を超える983の自治体がコンビニ交付を導入しており、対象人口につきましては1億人を超えています。

このコンビニ給付システムを例にとっても、これからは行政サービスの向上に取り組むところと取り組まないところでは益々差が広がっていくものと予想されます。

住民はよりサービスが手厚い自治体を選択するようになり、サービスの劣化した自治体からは人口が流出していく可能性があります。そうした理由からも本町でもコンビニ給付システムを導入し、住民サービスの向上とDX化への新たな一歩を踏み出してみてもどうかと考えます。

またその際にはデジタル交付金も活用し、費用負担も出来るだけ少なく済むようにしてみてはいかがでしょうか。DX化への起爆剤となり得るデジタル交付金の利用について、当局の考えをお伺いします。

町長 畠山菊夫 デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用については、コンビニ交付システムを今後導入することになった場合は、先ほど申し上げましたとおり、導入費用も多額になることから同交付金を活用していくことになると思います。  
また、その他の活用については、現時点では交付金の対象となる事業は計画されておりませんが、引き続き対象事業となる取り組みを検討してまいります。

6番 京極幸村 DX化は今後の町の明暗を握る可能性があります。私としても引き続き考えていき良い提案ができるようにしたいと思います。以上で本件における質問を終了したいと思います。  
続いてカーボンニュートラルに対する取り組みについて質問をしたいと思います。  
環境問題、特に地球温暖化対策については、人類全体はもう目を背けられない問題です。日本もパリ協定を経て先進国として積極的な取り組みが求められており、2050年に完全なカーボンニュートラル、いわゆる脱炭素社会を実現することを目標としております。その実現に向けて、本町ではもみ殻バイオマスボイラーを利用した、いちご栽培という案が提案されています。  
これについては、もみ殻バイオマスボイラーという新たな技術に対する不安感や、過去に本町でいちご栽培業者の撤退という事例があったこともあり、議会の中でも意見は様々あります。まずは認識の共通を図るべく、ご質問をいたします。  
県内でバイオマスボイラーを利用して、いちご栽培に取り組んでいる事業者について把握しているかお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 もみ殻ボイラーによるいちご栽培事業者は、大仙市南外で事業を営んでいる、株式会社秋田農販と、仙北郡美郷町の企業組合美郷ストロベリーさんの2社でございます。

6番 京極幸村 本町の取り組みとして議会にこれを提案するに当たり、事前にそうした方々との意見交換やヒアリングなど何か実施されていたかどうかお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 今のご質問でありますけども、美郷町の企業組合美郷ストロベリーさん、こちらに視察に行っております。

6番 京極幸村 はい、分かりました。また次の質問にいきます。もみ殻燃焼における発がん性物質、いわゆる結晶性シリカと呼ばれるものの発生は、粒子の形状と燃焼温度によって抑えることが出来るとされております。  
こちら不安という声もお聞きするんですけども、安全だという認識を持って良いのでしょうか。

町長 畠山菊夫 もみ殻バイオマスボイラーについては、もみ殻を高温で燃焼させると含まれるシリカが、結晶化してアスベストと同じレベルの発がん性物質になるとされております。

富山県射水市では2010年にもみ殻循環プロジェクトチームを結成し、2014年にはバイオマス産業都市に認定されています。全国初のもみ殻熱処理炉は2018年5月にJAいみず野のカントリーエレベーターに隣接して設置され、発がん性物質を発生されることなく、もみ殻灰を生成することで、水稻をはじめとする農作物の土壌改良肥料として注目される非晶質シリカを抽出することが可能となっています。

また、大潟村でも先般、村内で発生したもみ殻を原料としたバイオマス熱供給事業を実施することを発表していますが、本町では従来のもみ殻をそのまま燃焼させるのではなく、も

み殻を粉碎した粉体状燃料として使用することを想定しています。  
そうすることで燃焼時に灰が結晶化しないなどのことを想定しています。

6番 京極幸村 有難うございます。続いて提案のあった事業予定地についての懸案事項についてお伺いしたいと思います。予定されている場所は現在、冬期間の排雪場として利用されております。その部分の多くが栽培場所として利用されることとなっておりますが、排雪場所として今までと同様の機能を果たすことができるのかどうかお伺いいたします。

町長 畠山菊夫 事業予定地は排雪場に隣接して計画されておりますが、排雪場には影響がないものと考えております。

6番 京極幸村 有難うございます。次に進みます。もみ殻バイオマスボイラー事業の提案は、いちご栽培に限る訳ではなく、他にも活用の方策を見出しても良いという自由度を与えられたものでありました。バイオマスボイラーを利用して他に何が出来るのか、いくつかアイデアを提案したいと思います。

1つは学校施設への熱供給です。今後益々上昇する恐れのある燃料価格高騰への対策と、循環型社会教育の一環に出来るのではないのでしょうか。

2つ目がB&Gプールを温水プールにするということです。年間を通して利用出来ることにより、町民の健康増進が期待出来ます。

ここまでの提案は、いちご栽培と同じく冬期間のみの利用となります。ただ設備稼働期間を長くして設備の有効活用を目指すとなると、通年利用を想定する必要があります。夏場でも熱利用として考えられるのが入浴による給湯需要です。

そこで3つ目の提案は、スーパー銭湯等の温浴施設です。本町には温浴施設が無いが、設置することで特に単身世帯の水道光熱費が削減され、負担軽減に繋がるという期待も持てます。

また潟上市に温泉施設くららがあります。2021年末から源泉が利用出来なくなっており、現在も源泉復旧の目処はついていないようです。それでも市内外から多くの人が訪れて賑わいを見せております。

本町でもスーパー銭湯のようなものがあれば、町外からの集客が見込めるのではないのでしょうか。西の寒風山に沈む夕日を眺めながらの露天風呂は、八郎潟町の新たな魅力となる可能性があります。更にここに宿泊施設を設けて、町内唯一の宿泊場所を作ることも検討したいです。

4つ目の提案は温浴施設を備えたフィットネス施設です。基本的にフィットネス施設では運動後のケアとして、少なくともシャワー設備があり、近年では大浴場やサウナを設置している所もあります。

フィットネス産業における給湯需要は大きいと言えます。フィットネス産業は市場規模が4,000億円と、ラーメン市場と同等であります。本町にラーメンを提供する店舗は専門店だけで3つありますが、フィットネス企業は無いため市場価値はあるのではないかと推測します。

更に背景として、コロナ禍で一旦落ち着きを見せたもののその市場規模は健康志向の上昇と共に拡大傾向でありました。町民の健康増進のみならず、町外から人を呼び込む要素の一つとなるのではないのでしょうか。以上私なりの提案はしましたが、バイオマスボイラーの活用方法について、当局の考えをお伺いします。

町長 畠山菊夫 今回の本町における脱炭素化社会構築事業では、2050年に向けたカーボンニュートラル実現のために、町内でエネルギー使用量の多い役場の温室効果ガスの排出削減を図る、町の基幹産業である農業の脱炭素化のモデルを実現し、それを波及させていく、町所有の未利用地を有効活用し太陽光発電事業により、脱炭素化を推進し、最終的には本町の温室ガス排出量をゼロにしていくことを示した報告書ではございます。

本町では、冬期間の農業収入が少なく、永年の懸念とされてきましたが、その中で商品そのものの付加価値が高く、秋田市内などへ安定した販路の確保が期待できる、商品化による観光・集客のツールとして活用できる、未利用の公有地への農業用ハウスの設置や旧小学校舎を選果場・商品販売等として利用できる、といった観点から、いちご栽培が可能性があるという方向性に至っております。

京極議員は私のちょっと前の話を知らないと思いますけども、この事業に当たるには空き校舎の利活用については、これまで議員の皆さんにはバイオマスエネルギーによる熱利用で基幹産業である農業の取組をして、もちろん脱炭素化の目的もこれはございます。

一方、本町の良い所はやはり農業のやりやすい地域だと思っております。河川の氾濫、土砂災害、豪雪などもこれまで比較的なかったし、自然災害の少ない所だと思っております。

そしてまた今、八郎潟土地改良区それから戸村土地改良区もストップマネジメント湛水防

除特定化、ため池も含めると総額55億位かな、もう2年かかりますけども、町もガイドラインの上限で支援をしておりますけども、農業のやりやすい所ではありますけども、将来的にはもう10年、15年過ぎると、今、認定農家の皆さん90人以上はいらっしゃいますけども、その人達が農業をやっているかとなるとそうではないと思います。農業に携わる人を増やしていくためには、儲かる農業、これを推進していかなければと思っております。

冬場の熱源を利用したハウス栽培、いちごでもラズベリーでもマンゴーでもトマトでもいいです。熱供給が化石燃料であれば間に合いません。そしてまた脱炭素化にもCO2削減にも逆効果でございます。

間に合う農業で儲ける農業、これを目指して地元の農家の事業者さんあるいは農家に携わる日中の人々を増やしながら、やがては人口増加に結び付けていければなどは思っております。農業というのは今整備はされておりますが、これから本当にさっきも言いましたが10年、15年となると農家人数は大部少なくなります。

成功事例を挙げながら、こういうものに取り組んで収入を上げて農家人口を増やしていけたらなとも思いますが、そういう狙いもございましてその辺もどうか理解していただきたいと思っております。

京極議員の提言は貴重なものとして考えておりますけども、事業可能なものについては今後検討して参ります。

6番 京極幸村

私も今回一般質問に当たり、いろいろ調べたところ調べれば調べるほどなかなかバイオマスボイラーを用いて収益性のある事業というのは難しいものだなと感じておりました。そんな自分自身の提案に疑問を抱きつつ、今町長の深いお考えを聞いて収益性のある農業を目指すこれすごく良い考えの一つではないかなと思っておりました。

私自身も勉強して、またより良い提言が出来るように努めて参りたいと思っております。本テーマにおける質問はこれで終わります。

続いて、部活動の地域移行を果たすための体制構築についてお伺いします。

部活動の地域移行について、全国的にも議論や実践は行われているが、いまだに最適解がない難しい課題であります。そのためこのテーマに関する一般質問は、実績やデータに乏しいために個人の主観が多く入ることを、ご容赦いただきたいと思います。

少子化が最も進んでいる秋田県内においては、子供たちの部活環境のために一刻も早く解決策を見出さないといけない課題であると認識しております。

現在の本町における部活動の実態については、今までの一般質問で既に取り上げているため割愛しますが、年々状況が厳しくなっております。

何年も前からこうした問題に対する検討は行われてきておりますが、指導現場にいる立場からするとなかなか見通しが見えず、物事が進んでいる感覚をなかなか感じられません。そうこうしているうちに、子供たちの学校生活が終わりを迎えてしまいます。

部活動の地域化がなかなか進まない背景には、どういった課題があるのか当局の考えをお伺いします。

議長 伊藤秋雄

江島教育長。

教育長 江島廣

京極議員のご質問にお答えします。

スポーツ庁から提案されている部活動の地域化は、教員の働き方改革、併せて地域の子どもは地域で育てることを基本に、子どもの健全育成をこれまで教員に任せ過ぎてきたものを、地域が担うという考え方であります。

ブラックまでと言われる教員の仕事の内容を見直しする施策の1つと思っております。しかしながら、スポーツ活動を進める上で本町では長年にわたって外部指導者の献身的な支援があつて、現在を迎えております。

今日、各自治体が課題として挙げていることは、中体連が主催する大会への参加があるからです。少子化を迎え、どのような活動をさせたらよいのか、どんな形での参加がよいのか多くの方策を遡行錯誤しながら進めております。

ただ、現在の大会参加規程では、生徒も指導者も競技によっては満足のいくものではないという現実を抱えていることも事実です。

今ここにきて、ようやく道筋を改革しながら進めていくことに各自治体に取り組もうとしているのです。

6番 京極幸村

はい分かりました。既存の部活動の数を減らすことなく維持していくための方策として、町外との広域連携があります。

それは八郎潟、五城目、井川の湖東3町であれば距離も近いためにやりやすいのではないのでしょうか。ではこの広域連携において誰が主導していくのか、自治体間を超えた取り組み、ましてやこれといった正攻法がない状況では足並みを揃えることは出来ても、どこかの町

が主体となって進めていくのは難しいと思います。

中立的な立場にある人物が広域化の推進には必要になるのではないのでしょうか。

そこで私の提案は、地域おこし協力隊の活用であります。広域連携を目指す上で地域おこし協力隊は中立的な立場で物事を推進していく期待が持てます。

また地方では部活動を経験してきた人がほとんどであります。都市部は部活動でなく民間スポーツクラブで活動してきた人もおります。その経験は部活動の地域移行や民間移行にも役立つのではないのでしょうか。

それぞれの各自治体職員は日々忙しく、余剰人員がないというのが現状だと察します。

マンパワーを補う上でも、3年間で総務省予算から人件費の出る地域おこし協力隊の活用は是非検討するべきと考えます。

補足として、スポーツ庁からもスポーツ基本計画の中で、部活動における地域おこし協力隊の活用による地方創生が提案されています。

また地域おこし協力隊の経験者からも似たようなアイデアが出ており、地域おこしスポーツ協力隊ネットワークという組織を立ち上げて活動を模索している人々もいます。

部活動地域化に対する地域おこし協力隊の活用について、当局の考えをお伺いします。

教育長 江島廣

議員の質問にお答えします。

補助金をいただいてコーディネーターを置く案、あるいは議員提案の地域おこし協力隊の活用等ございますが、各自治体により抱えている課題は様々であり、状況も違い、取り組みの進捗状況もまちまちです。

この地域に合った形を具現化していきたいと思っておりますので現時点では考えておりません。

先日4町村での教育長会では、土・日の地域移行時期を、私は4町村足並みを揃えることができると提案しましたが、5年度から7年度までの間に方向性を定めていきたいという意向でありました。

ただし、本町においてはできるところから先行して進めるということで、ご了解をいただいております。中体連の大会要項規定の改正により、地域化の進展度合いにも変化が起こってくるものと考えております。

11月に予定していた部活動の地域移行に関する学校運営協議会は、私の都合で開催が見送られましたが、次回の会議ではある程度具体化されたものを提示できると思っております。

議員からは今後も貴重な提言をいただきたいと思っております。

6番 京極幸村

今お話の中で近隣自治体でも違いとか差があるということでしたけども、ちょっと今のお話を聞く限りだと、たぶん考え方の違いはあると思うんですけども、状況的なものについては近隣でしたらおそらく同じようなものでないかと思っております。

ですのでその考えを1つにまとめ上げるものとして、中立的に一人一人を置くという考えだったんですけども、もう一度この点について考えをお伺いします。

教育長 江島廣

3町村あるいは4町村、私方が考えていることは今4つの町村ありますので、南秋地域全体ということで考えております。地域協力隊をお願いするにしても、例えば八郎潟町でお願いしたとしても、4つのことを考えて云々とかでなくてですね、いずれは議員おっしゃるようにどっかの地域に拠点を置いて、競技ごとにですねいろんなことを集められる場所に拠点をという考え方が他の教育長さん方のお話しでございます。

ただそれに向かうに当たりましては、かなりかなりの課題がございます。選手の移動、その他でネックになる部分がありますので、今のところはですね協力隊の方々をお願いして大きな計画を立てたとしても、その地域に本当に合ったものになるかどうか、我々もちょっと疑問を持つこともありますので、今は八郎潟町ではじゃあこの先どうしていくのかなという具体策これをまず立てて、今後更にこのことについて進展があるかと思うんですね。

3年間で一応の土・日の地域化、これが進む訳で、その後の平日の地域化そういうふうなものに関わってきますので、年度毎に変化していくものにどのように対応していくかというものを、少しずつ相談しながら進めていく、というような形になるかと思っております。以上です。

6番 京極幸村

はい有難うございます。次にいきます。今後、部活動の地域化が進んでいき、部活動を学校から切り話していった場合にも、依然としてもしくは今以上に行政によるフォローは必要であると考えます。

そのために今から予算措置を検討していただきたいのが、指導者への報酬であります。

まず一般に部活動よりも民間スポーツクラブの方が利用者の金銭的負担は大きいとされています。ただこれは民間が高いというよりも、既存の部活動が学校の先生たちや、外部指導者のボランティアで成り立っており、費用負担が少なかったということも一因としてあります。外部指導者も教育者であるので、多くの人たちはお金は関係ないという思いであると思

います。しかし、今後地域化を進めていった場合に、報酬を支払える組織に指導者が引き抜かれるという可能性は否定出来ません。

また、一定額以上の報酬が支払われるのであれば、競技経験のある従業員を指導者として派遣しても良いという考えを持った企業もあります。課題とされる外部指導者の不足も解決され、また地域で働く人たちにとっても、自分自身の経験を活かして子供たちと触れ合うことでワークライフバランスの充実につながるのではないのでしょうか。

報酬の支払いについては、格差是正の点も指摘したいと思います。平成29年のスポーツ庁実態調査によると、外部指導者に対しての報酬は、無報酬が35%、60%以上が報酬有りとなっております。

なお、これには報酬受給率100%の部活動指導員を除いた割合となっております。こうした不公平感は、外部指導者のやる気低下に繋がりがねません。

そこで外部指導者の報酬に対する、当局の考えをお伺いします。

教育長 江島廣

ご質問にお答えします。

外部指導者に対して、ある程度の報酬あるいは謝金を出せないものかと以前から考えておったところです。今後、この件に関しては、地域移行を進める中で、活動実態に合わせて見直しを図りながら進めていこうと考えております。

とりあえず、5年度からは額は少ないですが、気持ちばかりの謝金をお上げできればなど考えているところです。

あと議員おっしゃる報酬その他につきましては、地域移行した場合にどこの団体が請け負うかにもよりますけれども、実際、スポーツ庁の基本的な考え方は、すべてスポーツがそちらに移行した場合に、受益者負担という考え方が基本にある訳です。

こちらの八郎潟にお金を出してまで云々というところまでいかないんですけども、都会の方は全部お金を出して、受益者負担でそういうふうにした取り組みを進めてる訳です。

ただ秋田県内でも先行事例した町村あります。ご意見をいただきますと、やはり保護者負担は出来るだけ少なくしようという、これが一致した考え方であります。ですので完全に全ての活動を私は受益者負担で持っていくという考え方はございません。

報酬云々となると、そういう形にならざるを得ないと思います。ですのでもなるべく学校とも連携しながら、今の状況をなるべく進めて行って、ただ気持ちを表したいという、そういう考えを持っておりますので、若干の予算を考えているところでございます。

6番 京極幸村

はい有難うございます。教育長のお気持ち受け止めます。最後になるんですけども、再三部活動に対して質問させていただきました。やっぱり今この部活も人数が減っております。つい先日の出来事なんですけども、八郎潟中学校男子バスケットボール部が大会に参加したんですけども、途中で1人退場して4人で戦いました。

結果的にそれで勝つことが出来たんですけども、よく勝ったなと思いながらベンチいる指導者として私は本当にヒヤヒヤしました。

是非、一刻も早くこの課題が前に進んで行くことを期待しております。何か最後に一言いただけないでしょうか。

教育長 江島廣

いろいろ中体連さんの方にも、私方からもお願いはしております。現在の中体連の規定によりますと、団体のところだけが合同チームとか云々とかそういうことになっておりますけども、今月の21日に、中体連の説明会、新聞にございましたけども、大会に関する説明会ございます。私それに行っているいろいろお聞きしながら質問したりなどして、出来るだけ今議員さんが悩んでいるようなことが、解決出来るような方策で進められるように私共も考えていきたいなと考えているところです。以上です。

6番 京極幸村

はい有難うございました。以上で本テーマの質問を終わります。

最後に、6月定例会一般質問におけるその後の進展はということでお伺いします。6月定例会一般質問内の、ふるさと大使によるプロモーション活動の可能性はというテーマの中で世界的に注目されている本町出身者に関連した、ふるさと納税返礼品を用意してはどうか、という質問をしました。

当時の答弁では、実現可能かどうかは別にしても、検討するべきだと思う、との回答をいただいております。本件について検討がされたのか、現在の状況をお伺いします。

議長 伊藤秋雄

畠山町長。

町長 畠山菊夫

9月定例会の一般質問でもお答えしましたが、新たな返礼品の開拓につきましては、これまでいくつかの商品について、関係事業者と交渉を重ね、今のところ石臼コーヒーマイルと、くるみ籠バックを追加しております。

その他にも現在、関係事業者との折衝中のものもありますが、いずれにしても新たな返礼品を追加する場合は、まずは返礼品を取り扱う事業者を選定できなければ商品化に向けて準備を進めていくことはできません。

本町出身者に関連した返礼品に関して、適した事業者が選定できれば積極的にPRして参ります。

6番 京極幸村 私の提案させていただいた、本町出身に関連したふるさと納税返礼品、こちらについての検討状況、どの程度まで進んでいたのかそだけお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 質問にお答えします。本町出身者の商品化に向けては、実際その取り扱っていただけるような事業者が、正直言いまして今のところ見当たりません。ですのでこの後、何社か今こう事業者と交渉しておりますが、果たしてその出身者に関する商品を取り扱うべき事業者なのか、あるいはそれ以外の例えば食品関係の事業者もごございますし、なかなかそういうふうな事業者さん、この後見つければですね積極的にこちらの方からお声掛けしながら、進めていきたいなどは思っております。

6番 京極幸村 有難うございます。それからですね、ふるさと納税の本町における2022年の実績は、今現在どうなっているのかお伺いします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 2021年1月から11月までと比較し、寄付件数が678件減の445件、寄付額が459万854円減の516万6千円となっています。

減少した要因としては、例年9月以降のふるさと納税の返礼品の多くは、環境保全米が占めておりましたが、今年は大幅に減少しております。これは最近のふるさと納税全体の傾向として、あきたこまちの価格は、他の米より高い金額となっており、返礼品として米を選みたい寄付者は、県外の安価な自治体の米を選ぶ方向にシフトしてきているようで、当町のように返礼品の主力を米としている県内の自治体は、伸び悩んでいるのが現状でございます。

6番 京極幸村 はい有難うございます。続きまして本年からふるさと納税に関しての外部委託を行っているものと思えます。こちら外部委託の効果はいかがでしょうか、お伺いします。

町長 畠山菊夫 今年度からサイトの制作や新たな返礼品の開拓、寄付者への情報提供などの、運行代行業務を外部委託しております。効果としては、新たな返礼品の開拓が進んだことや、返礼品の発送を宅配業者と連携して行っているため、迅速な対応ができており、寄付者へのサービス向上が図られております。

今後も引き続き、現状を検証しながら、寄付の増加に繋がるよう取り組んで参ります。

6番 京極幸村 はい、ふるさと納税の金額自体が減っていても、サービスの向上などいろいろ効果あるということで良かったと思えます。

最後にですね、ふるさと納税もどこの自治体も取り組んでいるので、もしかしたら溢れ返ってインフレの時代が来ているのかもしれない。ふるさと納税やDX化などを始め、国は自治体独自の自助努力を要求しているのではと私感じます。

現状維持では今後は厳しくなり、変わっていく努力が必要とされているのかと私は思いますが、これに関して最後にご所感をお聞かせいただけないでしょうか。

町長 畠山菊夫 ふるさと納税は伸びているところもあります。これはやはり商品が多様化して納税する方のニーズに合ったものがどんどんあるからだと思いますけども、本町の場合はどうしても製造業、この部分で業者さんが少ないもので対応できていないのが現状ですので、これから商品開発も含めまして、対応しなければとも思っておりますのでどうかご理解いただきたいと思えます。

6番 京極幸村 はい有難うございました。以上で一般質問を終了したいと思います。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、6番 京極幸村君の一般質問を終わります。これにて一般質問を終わります。皆さんにお知らせいたします。最終日の9日に追加提案を予定しております。町当局からは、一般会計補正予算を提出予定です。また議会からは、議会運営委員会の欠

員に伴い、総務産業常任委員会から委員1名を選任していただきます。

その後、議会運営委員会を開いていただき、議会運営委員長を選出していただきます。

また、湖東地区行政一部事務組合の議員の欠員に伴い、組合から議員選出の依頼がありましたので、組合議員1名を選出する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それではこれより、各常任委員会を開いていただきます。

最終日12月9日は、午後3時より本会議を開会いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労様でした。

( 閉会 午後 3時 )

# 令和4年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 令和4年12月9日（金）

議長 伊藤秋雄 お疲れ様です。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。  
なお、11番 柳田裕平君から欠席の届けがありました。  
これより、本日の会議を開会いたします。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案第41号から議案第48号までの  
8議案並びに陳情について、各常任委員長の報告を求めます。  
始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告を求めます。2番 小柳聡君。

総務産業常任委員長 小柳聡 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 石井清人 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
まず始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。  
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。  
日程第2、議案第41号 八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例  
の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第41号について、委員長の報告は可決であり  
ます。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
次に、日程第3、議案第42号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）につ  
いて、討論を行います。討論ありませんか。はい、1番 加藤千代美君。  
反対討論ですか。

1番 加藤千代美 反対討論を行います。  
この度の補正予算、令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について、反対い  
たします。  
理由であります。国の交付金を返還し、特定の保全会に町の一般財源から交付金を  
交付するからであります。町の一般財源は、町民に公平に使用されるものであり、特定  
の団体に国の交付金で賄えるものを、一般財源から交付することは、公平性を欠くから  
であります。  
2つ目であります。裁判所の「和解案」を良く読むと、両者が初心に帰って互いの主  
張を取り下げて、和解した方が得であると言っております。  
何故、裁判行為を行うという段階で、両者が納得いくまで議論を積み重ねなかつたの  
か又、この議論を深める中で第三者をいれ議論を積み重ねる必要があつたのではないか  
私が思うには、その様な過程がなされずに裁判行為に突き進むために、議会で議決行為  
を行い、今日まで裁判を継続してきたのではないかと。  
しかし、結果を見ると町民のほとんどの方は、何故裁判がおきているのか理解してい



ません。こと、ここに至って和解することに至った訳であるが、ここまで問題を大きくした責任を誰も取っておりません。

今、町の一般財源を使用するにあたり、行政を始めとする立法においても、責任を明確にしなければ、町民と乖離した町政運営、議会運営が行われるからであります、という2点で反対いたします。

議長 伊藤秋雄 次に、賛成討論ありませんか。  
(賛成討論なしの声あり)

他に討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
議案第42号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 伊藤秋雄 賛成多数であります。よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第43号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第43号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第5、議案第44号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第44号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第45号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第45号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第7、議案第46号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第46号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第8、議案第47号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第5号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第47号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第48号 秋田県及び八郎潟町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第48号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、陳情について、討論・採決いたします。受理番号第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第7号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第7号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。次に、受理番号第8号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第8号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第8号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。次に、受理番号第9号 介護保険制度の改善を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第9号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって受理番号第9号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。次に、受理番号第10号 学校部活動の地域移行に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第10号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。次に、受理番号第11号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第11号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第11号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、受理番号第12号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第12号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第12号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、受理番号第13号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第13号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第13号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。  
次に、日程第11、議案第49号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。  
議案第49号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
固定資産評価審査委員会委員の小野勤氏が、令和4年12月25日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員としてお願い致したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  
なお、任期につきましては、令和4年12月26日から3年間であります。小野氏は人格も高潔で固定資産の評価に関し、豊富な識見を有する者として提案するものでございます。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第11、議案第49号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第49号について、同意することに決定いたしました。  
次に、日程第12、議会広報編集委員会委員(後期)の選任について、を上程いたします。議会広報編集委員会委員は、八郎潟町議会広報に関する条例第3条の第3項の規定により、前期が2年、後期が2年とし前期に議長が後期に副議長とすることとしております。  
後期の委員の選任については、令和3年2月24日招集の第2回臨時会において選任されたものです。お手元に配布しております名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。よって後期の議会広報編集委員は、お手元に配布の名簿のと

おり、総務産業常任委員会からは、金一義君、村井剛君、柳田裕平君、教育民生常任委員会からは、北嶋賢子君、石井清人君、畠山一充君の6名を選任することに決定いたしました。

次に、日程第13、議会広報編集委員会正・副委員長の互選について、を上程いたします。これより後期の議会広報編集委員会を、第一委員会室で開いていただきます。

暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。  
八郎潟町議会広報発行に関する条例第4条第2項の規定により、後期の正・副委員長が互選されましたのでご報告いたします。  
広報編集委員長には村井剛君、副委員長には金一義君に決定いたしました。以上のように後期の議会広報編集委員会において、互選されましたのでご報告いたします。  
次に、お手元に配布しております資料のとおり、追加日程が4件あります。このことについて、本日、議会運営委員会を開催しております。議会運営副委員長の報告を求めます。8番 畠山一充君。

議会運営副委員長 畠山一充 私から12月定例会の追加案件について、審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。

本日、午後2時30分から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し追加案件について委員会が開かれました。

当局より、議案第50号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について追加案件として、上程したいとの申し出がありました。

また、議会関係といたしまして、欠員に伴いまして選挙第1号 湖東地区行政一部事務組合議員議会議員の選挙について、議会運営委員会委員の選任について、議会運営委員長の互選についての案件につきましても、日程に追加する必要があり、当委員会では審議した結果、4案件を日程に追加することに決定いたしました。

よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 議会運営副委員長報告のとおり、日程に追加することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、日程に追加することにいたします。  
始めに、追加日程第1、議案第50号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします追加議案の概要についてご説明申し上げます。  
議案第50号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について  
本補正予算は、国の令和4年度第2次補正予算の成立に伴い、出産・子育て応援交付金を活用し、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するものでございます。  
具体的には、妊婦・子育て家庭に寄り添いながら、相談に応じる伴走型相談支援の充実と経済的支援として、妊婦届け出時及び出生届け出時に、それぞれ現金5万円を交付するものでございます。  
本日配布いたしました予算書をご覧ください。  
1ページ、歳入歳出にそれぞれ220万1千円を追加し、総額を39億8,308万5千円としております。  
8・9ページ、歳入には国庫支出金及び県支出金に、出産・子育て応援事業補助金1千円をそれぞれ存知計上しております。  
前年度繰越金には、219万9千円を追加しております。10・11ページ、歳出には衛生費の母子衛生費に消耗品費51,000円、出産・子育て応援交付金215万円をそれぞれ追加しております。  
以上が、一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。  
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。5番 石井清人君。

5番 石井清人 歳出の215万円のところで聞きたいんですけども、積算の根拠をちょっと聞きたいんですけども、妊婦さんの届け出で5万円、これを何人とみているのか、それと出産の届け出で5万円、これを何人とみて積算でこうなるのか、というところを1つ聞きたいと思います。それから今12月だから、予算の原則は3月31日だけども、そこまで後4ヵ月のところで、その見込み数なのか適正見込みなのかということが2つ目、3つ目は今予算措置して、本来ないと思うんだけども遡及するのかということ、遡ってもう出産終わった遡った方にも該当するのか、この3つを教えてください。お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、保健課長。

保健課長 加藤宏 石井議員の質問にお答えします。この交付金は4月まで遡及しての交付となります。積算の根拠ですが、本日現在もう既に出産された方が5万円と5万円と10万円、こちらが12名該当になると承知しております。令和4年度内に出産の予定の方、こちらも5万円と5万円と5名、これを計上しております。4年度中に妊娠の届け出をして、出産が翌年度5年度になられる方、こちらは妊娠の届け出分ということで5万円の9名を想定しております。合わせまして215万円となっております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。ちなみにこの出産・子育て交付金というのは、令和5年度以降も継続されるものという認識でよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、保健課長。

保健課長 加藤宏 はい、継続するものであります。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
追加日程第1、議案第50号 令和4年度八郎瀉町一般会計補正予算(第6号)について原案どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第50号は、原案どおり可決されました。  
次に、追加日程第2、選挙第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について、を上程いたします。  
湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙については、欠員1名を組合格約に基づいて選挙するものであります。  
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。従いまして選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたします。お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。従いまして議長が指名することに決定いたします。  
欠員の湖東地区行政一部事務組合議会議員に、1番 加藤千代美君を指名いたします。  
お諮りいたします。ただ今、議長が指名した加藤千代美君を、湖東地区行政一部事務組合議会議員の当選人として、定めることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。従いましてただ今指名された、1番 加藤千代美君が湖東地

区行政一部事務組合議会議員に当選されました。

次に追加日程第3、議会運営委員会委員の選任について、を上程いたします。

現在、総務産業常任委員会から議会運営委員1名が欠員となっておりますので、総務産業常任委員会から、1名を選出していただきます。

総務産業常任委員会の皆さんは、第一委員会室において選任をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。委員会条例第4条の2第2項の規定により、議会運営委員会委員に2番 小柳聡君を選任したいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。  
次に、追加日程第4、議会運営委員会委員長の互選について、を上程いたします。  
八郎潟町議会運営委員会条例第8条の第2項の規定により、正副委員長は委員会において互選することになっております。  
これより、議会運営委員会を第一委員会室で開いていただきます。  
暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されたのでご報告いたします。議会運営委員会委員長に8番 畠山一充君が互選されました。また、議会運営副委員長でありました畠山委員が委員長に互選されましたので、議会運営副委員長についても、互選しております。  
議会運営副委員長には7番 村井昇君が互選されましたので、ご報告いたします。  
以上、今定例会に付託された事件は全て終了しました。  
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。  
大変ご苦勞様でした。

( 閉 会 午後4時 5分 )

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員

